サーキュラーエコノミーを包摂した都市政策の実証的検討 -アムステルダム市等欧州の諸都市と横浜市の比較事例研究を通じて-

An Empirical Study of Urban Policies Inclusive of the Circular Economy
-Through comparative case studies of European cities such as Amsterdam and
Yokohama-

(一財) 民間都市開発推進機構都市研究センター特任研究員 町田裕彦

要約:EU や我が国では、産業政策的な観点からサーキュラーエコノミー(CE)の枠組みが整備されつつある。一方、CE を真に社会に実装していくためには、リニアエコノミーを基軸にして構築された既存の社会システム全体を、全てのステークホルダーの関与のもと、変革する必要があるとの議論もある。本論は、市民等のステークホルダーの協働に重点を置き CE を推進しているアムステルダム市等欧州諸都市と横浜市の比較事例研究を行なうことにより、都市における CE の推進の在り方について実証的な検討を行なうことを目的とする。

キーワード: サーキュラーエコノミー、官民連携、ステークホルダーエンゲージメント理論、ホリスティックアプローチ、都市

Abstract: In the EU and Japan, a Circular Economy (CE) is being developed from the perspective of industrial policy. On the other hand, some argue that the entire existing social system built around the linear economy needs to be transformed with the involvement of all stakeholders. This argument focuses on the cooperation of citizens and other stakeholders in promoting CE. This paper aims to conduct an empirical study on how CE should be promoted in cities by conducting comparative case studies of European cities such as Amsterdam and the City of Yokohama. Keywords: circular economy, public-private partnership, stakeholder engagement theory, holistic approach, city

目次

- 1. はじめに
- 2. 本論の背景及び問題意識
- 2-1 全ての「ステークホルダーを包摂した「ホリスティックアプローチ」
- 2-1-1 PPP/PFI のアプローチ
- 2-1-2 横浜市の事例 -G30 の取組-
- 2-2 サーキュラーエコノミー (CE)
- 2-2-1 サーキュラーエコノミーとは
- 2-2-2 EU における CE の誕生と発展の経緯
- 2-2-3 我が国における CE の位置付け
- 2-3 本論の問題意識とリサーチクェスチョン
- 3 検討の方法
- 4 アムステルダム市等欧州の諸都市と横浜市の比較事例研究
- 4-1 アムステルダム市等欧州諸都市の事例
- 4-1-1 アムステルダム市の事例
- 4-1-2 ロンドン市の事例
- 4-2 横浜市の事例
- 4-2-1 横浜市を比較事例研究の対象として選定する理由
- 4-2-2 施策実施に至る経緯
- 5 考察
- 5-1 比較事例研究の発見事実
- 5-2 CE を包摂した都市政策
- 6 結論及び今後の研究課題
- 6-1 結論
- 6-2 今後の研究課題

1. はじめに

「サーキュラーエコノミー」という聞き慣れない言葉が、ここ数年にわかに我が国でも目にすることが多くなった。

サーキュラーエコノミーは、元々EUで誕生し、そして発展していった施策である。

サーキュラーエコノミーとは、廃棄物という概念を一切想定しない経済、ないしは社会を前提にしている。いわば、使用後廃棄される線形の構造とは異なり、円形の閉じられたループの中で資源が循環し続けるクローズトループの概念に基づいている。従来の資源やエネルギーを調達して、製品を大量生産し、使用後廃棄するというリニアエコノミー(線形経済)とは、全く異なる概念なのである。

そして、このサーキュラーエコノミーという概念は、従来環境政策として捉えられてきた廃棄物政策を産業政策として捉えていこうという EU の明確な意図に基づくものであり、このような EU の動きにいわば対抗する形で、我が国でも環境省、経産省、経団連を中心として、ここ数年で、環境政策、産業政策、なかんずく特に産業政策的な観点からサーキュラーエコノミーの枠組みが急速に整備されつつある。

しかしながら、サーキュラーエコノミーを真に社会に実装していくためには、環境政策、産業政策といった枠組みのみでとらえるのではなく、リニアエコノミー(線形経済)を基軸にして構築されてきた既存の社会システム自体を変革していく必要があるのではないかと考えられる(このような観点から検討をしているものとして、日本学術会議《2023》参照。)。

このような観点から検討していく場合、 行政、民間企業といったステークホルダー のみならず、コミュニティ、市民といった社会システムを構成している多様なステークホルダーが関与し、協働していくことにより、変革のプロセスが進捗していくという構造に着目することは、必要不可欠であろう。

一方、従来、官と民という限られたステー クホルダーに着目して検討がなされてきた PPP/PFI については、これらの限られたステ ークホルダーのみの関与では、事業が進捗 せず、場合によっては頓挫する例が、海外で は見られるようになり、国内でもその萌芽 ともいえる事例が散見されるようになった。 このような課題に対応するものとして登場 したのが、ステークホルダーエンゲージメ ント理論である。これは、事業にかかわる全 てのステークホルダーを包摂し協働して事 業を進めることにより、このような課題を 乗り越えようとするものである。本論では、 このように全てのステークホルダーが包摂 され協働していくメカニズムについて総体 的に検討していくアプローチを「ホリステ ィック」なアプローチと呼ぶこととする。こ のようなホリスティックなアプローチによ って政策課題を達成している事例は、我が 国でも実際にみられるところである。

本論では、全てのステークホルダーの関与を前提にしてサーキュラーエコノミーを推進している欧州の諸都市(具体的には、アムステルダム市とロンドン市)の事例と同様の前提に基づきサーキュラーエコノミーを推進していると考えられる横浜市の事例を比較検討し、サーキュラーエコノミーを包摂した地域政策、なかんずく都市政策は如何にあるべきかについて検討を試みるものである。

第二章では、PPP/PFI等におけるホリスティックアプローチについて触れた後に、サーキュラーエコノミーについて、EU、そして我が国での施策の展開について概観し、本論のリサーチクエスチョンについて提示する。第三章で検討の方法について触れた後に、第四章で、アムステルダム等の欧州諸都市と横浜市の事例をそれぞれ整理する。第五章で、これらの比較事例研究を行ない、サーキュラーエコノミーを包摂した地域政策、なかんずく都市政策は如何にあるべきかについて検討を試みる。第六章では、本論の結論と今後の研究課題について触れることとする。

2. 本論の背景及び問題意識

2-1 全てのステークホルダーを包摂した 「ホリスティックなアプローチ」 2-1-1 PPP/PFI のアプローチ

従来、官と民という限られたステークホルダーに着目して検討がなされてきたPPP/PFIについては、これらの限られたステークホルダーのみの関与では、事業が進捗せず、場合によっては頓挫する例が、海外では見られるようになった。一例を挙げると、コミュニティの意向を事業のプロセスで取り入れることが不十分な結果、U.S.Aのインフラ PPP が多数失敗しており、これは先進国、開発途上国共通に見られるとの指摘がある(EI-Gohary et al., 2006等)。

、国内でもその萌芽ともいえる事例が散見 されるようになった。我が国でも、宮城の上 工下水道コンセッションは、住民の了解を 得るべく住民説明会を数十回行なったとの ことであり、また、Park-PFI は、公園内に 民間施設(カフェ等)を整備するものである が、住民の理解を得られない故に紛糾した 事例も、少数ではあるものの、あるようであ る。日経新聞の記事(2023年9月10日) i によれば、静岡市の城北公園ではカフェや 駐車場を整備する計画であったが、住民が 樹木の伐採等に反対しているとのことであ る。中核施設とされていたスターバックス コーヒージャパンは「地域や周辺住民の 方々をつなぐ場としての役割を果たせない」 として、出店を辞退したという。また、茨城 県つくば市にある県営公園では、グランピ ングやカフェ等の施設を設ける計画であっ たが、公園は住宅街にあり周辺住民が騒音 等が出ると反発し、県より無償譲渡を受け た市が住民説明会を開く等今後の運営の在 り方を模索中とある。

このような課題に対応するものとして登場したのが、ステークホルダーエンゲージメント理論である(図1)。これは、事業にかかわる全てのステークホルダーを包摂し協働して事業を進めることにより、このような課題を乗り越えようとするものである。本論では、このように全てのステークホルダーが包摂され協働していくメカニズムについて総体的に検討していくアプローチを「ホリスティック」なアプローチと呼ぶこととする。

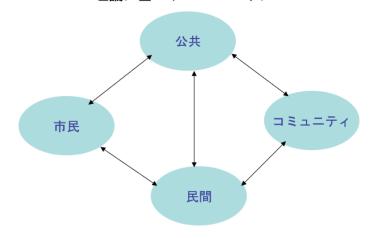
図1 ステークホルダーエンゲージメント理論に基づく PPP/PFI モデル

従来のPPP/PFIモデル

公共 人民間

出所) 筆者作成

ステークホルダーエンゲージメント 理論に基づくPPP/PFIモデル



2-1-2 横浜市の事例 -G30 の取組-

我が国にも、PPP/PFIの事例ではないが、 廃棄物処理について、官と民といった限られたステークホルダーではなく、全てのステークホルダーを包摂したホリスティックなアプローチを行ない、成功した事例がある。横浜市のG30の取組であり、以下、この事例について触れるとともに、その成功のプロセスについて整理することとする。

2-1-2-1 G30 が実施された背景

横浜市は、人口 376 万 9220 万人 (2024 年 1 月 1 日現在) ⁱⁱの我が国最大の政令指定市である。

G30 の取組が始まる前の横浜市の廃棄物 処理体制は、「家庭ごみの全量焼却」をめざ して構築されてきた。これは、厚生省(当時) が1966年に策定した生活環境施設整備第1 次五ヵ年計画で示されていた都市ごみは、 原則として焼却処理した後、残さを埋め立 て処分するという方針に従ったものであっ た。その結果、人口増加が進む中、7カ所の 焼却処理場で焼却処理、2カ所の最終処分場 で最終処分する体制が整えられていた。

しかしながら、2-2-3-1で触れるように、 2001年には、循環型社会形成推進法が制定、 また、「資源の有効な利用の促進に関する法 律」が全面改正され、リサイクルを含む 3R が、国の廃棄物政策の柱となった。これと併 せて個別のリサイクル法も逐次整備されて いった。

このように社会的状況が変わる中、横浜 市では、7カ所ある焼却処理場のうち2カ 所が、老朽化に伴い改築更新の必要性に迫 られていた。また、人口増加が見込まれてい た中、このままのペースで廃棄物が増え続 けていくと、早晚2つの最終処分場の残余 年数も逼迫していくことになると見込まれ ていた。

このような状況を踏まえ、2002年4月に 就任した N 市長は、廃棄物のリサイクル等 を推進し、事業系のごみも含め、リサイクル せず処理する廃棄物全体を 30%削減してい く方針を明らかにするのである。

2003年1月、横浜市は、「横浜 G30 宣言」 「横浜 G30 プラン」を発表し、2010年度に ごみ 30%削減(2001年度比)という目標に 向けた取り組みが開始された。

2-1-2-2 G30 の具体的な実施

2003年4月、市長を本部長とし、本庁の関係部局から成る「ヨコハマ G30」推進本部が設置された。同年6月から8月にかけて横浜市を構成する18区各区にG30推進本部が設置される。横浜市は各区に廃棄物担当の現場に携わる職員がおり、各区が市民等のステークホルダーとの協働について中心的な役割を担っていた。

G30の具体的な対策は、家庭ごみについては、従来5分別7品目に分別し収集していたごみを10分別15品目とし、リサイクル対象として収集する資源物の範囲を拡大して、ごみの減量をはかろうとするものであった。家庭ごみや資源物を収集する職員、そして何よりも排出の入り口となる家庭で新しいルールに則して分別をする市民が一体となりごみ減量という共通の目標を共有し協働していかないと実現することは不可能なものであった。家庭ごみは、2001年度で、93万トンに至っていた。

一方事業系のごみは、2001 年度で 67 万トンに至っていた。こちらもごみを排出する事業者、これらのごみを収集する民間事業者と横浜市がごみ減量という共通の目標を共有し協働していかないと実現は不可能であったのである。

2004 年 10 月より家庭ごみ分別収集品目の拡大について 6 区で先行して実施が開始された。

そして2005年4月より市内全域で家庭ご み分別収集品目の拡大が実施される。その 結果、2001年度には161万トンあった廃棄 物が、2005年度末には、106万トンまで減 少し、33.9%の削減を達成した。「横浜G30宣 言」を発表してから3年、市内全域で家庭 ごみ分別収集品目拡大をしてからわずか1 年で、30%削減という目標を達成するのであ る。

西尾 (2010) は、家庭ごみについてではあるが、G30 の成功要因として、① 普及・啓発のための組織体制、② 職員の意識改革、③ 競争原理とフリーライダーの排除、④ 市民と行政の協業関係の形成を挙げている。

ここでは、G30 における全てのステークホルダーを包摂し協働して目標達成するプロセスについて、西尾 (2010) で示された知見を参考とし、横浜市資源循環局 I 政策調整課長他担当職員からのヒアリングを踏まえて、整理していくこととする。

第一段階: 普及・啓発・実施のための推進体制の整備

既に触れたとおり、横浜市では、各区が市民等のステークホルダーとの協働について中心的な役割を担っており、行政というステークホルダーにおいては各区が、各区にある収集事務所と共に先導して、普及・啓発・実施を行なっていった。排出の入り口は各家庭、市民であり、市民というステークホルダーが行政というステークホルダーと危機意識を共有し、その結果として目標を共有しごみ分別収集品目の新たなルールを自発的に受け入れていくことが施策成功の鍵

となる。そこで、各区の担当職員・収集事務 所職員は、「2007年度中には、既存処分場の 容量を上回ることが予想」されるという G30 プランに位置付けられた最終処分場の逼迫 を訴えることとした。

また、各区の推進本部は、市の方針・目標 等に基づいた具体的な行動計画を策定する 組織として、区職員の他、既存の地域住民組 織(町内会等)や、関連団体、事業者団体を メンバーとして構成された。さらに町内会 の集合体である地区連合町内会単位(約250) で、分別徹底に関する啓発活動等を主体的 に取り組む「地域 G30 活動委員会」を地区 単位に組織してもらった。また、条例に基づ き地域における清掃活動やリサイクル活動 の推進リーダーとして市長から委嘱される 環境事業推進委員を 3000 人から増加し 5000人とした。分別が適切に行なわれるよ う市民の協力を促進するため、集積場所10 カ所程度に一人配置できる規模としたので ある。

このように既存の組織化された地域住民 組織に加え、市民のボランティアとして啓 発活動に携わる G30 サポーター制度を立ち 上げた。また、区によっては、市民の自発的 な活動として、「応援隊」が誕生した。

第二段階:市民との協働を通じた職員の意 識改革

各区にある廃棄物収集を担っている現場 職員も市民説明会に参加し、ごみ分別収集 について説明を行なった。このような活動 により、職員にとって仕事の意味が、単なる 「ごみ収集業務」から「ごみを減らすための 啓発」業務へと変っていく。啓発業務でなさ れた意識改革が再び収集業務に生かされ、 より効果的で市民サイドにたった業務の展 開という正の循環が生じていく。

第三段階:競争原理の導入により市民との 協働の促進

区ごとにごみ削減目標をたて計測した結果は、18 区それぞれの成果として共有され、また、その結果は市長に報告された。また、この結果は町内会を通じて各区の市民も共有した。このような競争原理の導入により、区の職員市民が一体として協働し、成果を高めていく結果を導いていった。

第四段階(ゴール): 行政と市民等全てのステークホルダーの協働メカニズムの確立

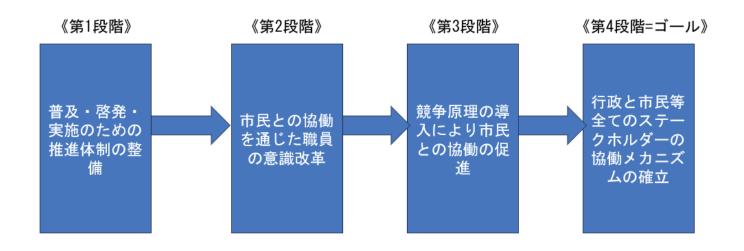
このような三段階のプロセスを経て、区職員と市民がいわばパートナーとして普及啓発し、分別収集のノウハウを蓄積していく正の循環メカニズムが確立していまうにリサイクルされたのかといった質問や意見も出て、区の職員がそれを踏まえて対応を変えていくという相互作用もみられるようになる。職員は頼まれれば何度でも説明し、説明早くからごみ集積場にいて市民に対し具体的な指導を行なった。この職員の熱意が市民にも伝わり、分別収集の促進につながるという正の循環メカニズムが確立していったのである。

事業系のごみについても、収集業者に対して搬入物検査を行なう等規制的な手法を活用する一方、収集事業者のみならず、ごみを排出する民間事業者自体に対しても、業界団体と連携し、G30の趣旨、目的も含め説明会を行なった。また、ごみの減量や分別が優良な事業所については、表彰するとともにグッドプラクティスとして共有に努めた。

このようにして、横浜市の G30 の取組では、行政、市民、民間事業者等すべてのステークホルダーの協働メカニズムが確立し、その結果として目標達成に至ったといえる。

ここで整理したプロセスを図2として示す。

図 2 G30 のステークホルダーの協働メカニズムが確立していくプロセス



出所) 筆者作成

2-1-2-3 G30 の成果

ゴミ量が大幅に減少したことで、7つの焼却処理場のうち2カ所を廃止し、1カ所を休止した。また、最終処分場も大幅に延命した。また、G30で得られた全てのステークホルダーとの協働のノウハウは、その後の廃棄物行政にも引き継がれていくことになる。

2-2. サーキュラーエコノミー 2-2-1 サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミー(循環経済 以下「CE」という)とは、従来廃棄が前提とされていた使用済み製品を新たな資源として再活用することにより、廃棄物を出さないという考え方である。

CE は、従来、我が国で一般的であった「3R」とは、根本的に異なる概念である。3R は、Reduce (ごみを減らす)、Reuse (ごみにしないで再利用する、不要なものを個人間で、または、市場で譲渡する)、Recycle (ゴミを資源として再活用する)という3つのRの総称である。我が国では、循環型社会形成基本法が、2001年に施行され、これに基づき、循環型社会形成推進基本計画が制定されていたが、この具体的な執行は、廃棄物の適正処理を目的とした廃棄物処理法と廃棄物の再生利用の推進を目的とした資源有効利用促進法によってなされてきた。

このように、3R の考え方は、従来の我が 国の循環型社会の形成のための前提となる 概念であったが、この理念は、廃棄物を出す 社会を前提にし、如何にその廃棄物を減量 するか(但し基本的には0を目指す)という点に集約される。

一方、CE は、廃棄物という概念を一切想定しない経済、ないしは社会を前提にしている。いわば、使用後廃棄される線形の構造とは異なり、図3のとおり、円形の閉じられたループの中で資源が循環し続けるクローズトループの概念に基づいている。

従来の資源やエネルギーを調達して、製品を大量生産し、使用後廃棄するというリニアエコノミー(線形経済)とは、全く異なる概念なのである。

そして、この CE という概念は、2-2-2 以下で述べるように、従来環境政策として捉えられてきた廃棄物政策を産業政策としても捉えていこうという EU の明確な意図に基づくものである。

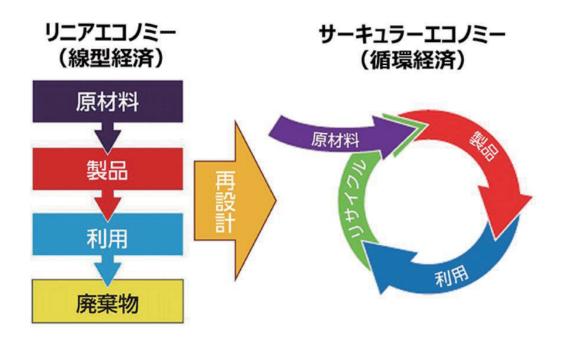
2015 年 9 月にアクセンチュアのピータ ー・レーシー氏が発表した「Waste to Wealth(浪費から富へ)」は、CE について、 5 つの方法論を提示した。

① サーキュラー型のサプライチェーン (再生可能な原材料を使用、製品の生産に使う原材料を生分解可能なもの、または、再利用可能なものに変えていくこと)

- ② 回収とリサイクル (役割を終えた製品から資源として活用できる部品等を取り出して、再利用する方法)
- ③ 製品寿命の延長(修理、アップグレード、 再販売)
- ④ 所有からシェアへの転換(シェアのためのプラットフォームを創成して、保有しているものを貸して収入を得る)
- ⑤ 製品のサービス化(顧客は保有せずに、 利用に応じて支払う)

レーシー氏は、リニアエコノミー型の生産・消費モデルから、このような方法論に基づいた CE型に転換することにより、2030 年までに世界中で4兆5000億ドルの経済価値を創出することができるとした。前提としては、エネルギーや資源は有限であり、リニアエコノミーを前提とした経済モデルを転換しない限り経済成長は資源価格の上昇を続けることになり、経済的にも合理性がないという考えがある。レーシー氏によれば、CEの考え方は、企業の競争優位を高めるためのビジネス戦略ということになるⁱⁱⁱ。

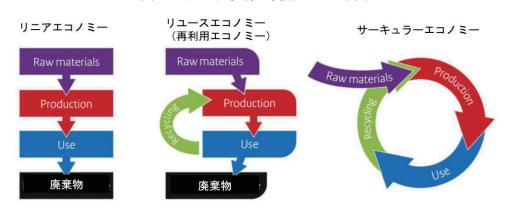
図3 リニアエコノミーとサーキュラーエコノミー



出所) 令和 3 年版環境白書·循環型社会白書·生物多様性白書

また、オランダ政府は、より明確にサーキュラーエコノミーを説明するために図 4 を使用している。

図4 オランダ政府が使用している図



出所)サーキュラーエコノミー(循環経済/循環型経済)とは・意味(IDEAS FOR GOOD) $^{\mathrm{i}v}$ の資料を元に筆者作成

即ちCEは、新規事業立案や製品設計、デザインの段階から、リニアエコノミーの「捨てる (dispose) というフェーズをなくし、代わりに全ての資源を使用し続ける仕組み

を構築していく新たな経済モデルであり、 企業の競争優位を高めるためのビジネス戦 略ということができる。 2-2-2 で詳述する英国の CE 推進団体であり、EU の施策にも影響を与えたエレン・マッカーサー財団は、CE の 3 原則として次のように述べている。 v

- 1. 廃棄物と汚染を生み出さない設計・デザイン
- 製品と資源を(高い価値の状態のまま) 使い続けること
- 3. 自然のプロセスを再生すること

このような原則に基づき、エレン・マッカーサー財団は、CEについて、図5のとおり、生態系サイクルと技術系サイクルを分けてループを形成しているダイアグラムを提示している。これは、バタフライ・ダイアグラムと呼ばれている。

生態系サイクルとは、木材や食料等、自然 界で分解・再生可能な資源のサイクルである、一方、技術系サイクルとは、鉄やプラス チック等、自然界で分解・再生不可能な資源 のサイクルである。技術系サイクルでは、そ れぞれの工程に資源を戻すための技術的な アプローチが示され、生態系サイクルでは、 再生可能資材を循環させる方法が示されて いる。

いずれの場合にも、それぞれの循環サイクルで循環されるよう、新規事業立案や製品設計、デザインの段階から、対応していくことになる。

両者のサイクルは、内側の円の方が、環境に与える負荷も少なくなり、コストも低減するので、優先度が高い。例えば、生物資源については、カスケード利用(当初の目的や役目を終えてもそこで廃棄するのではなく、素材そのものが持つ特性と向き合い、規模や階層を下げながらより長く使っていくこと)が、技術資源については、リサイクルするよりは、リユースすることが、推奨されることになる。

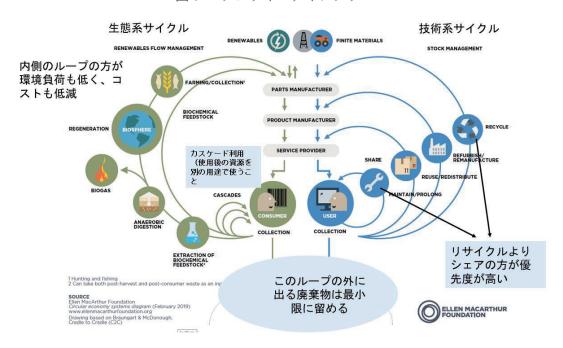


図5 バタフライ・ダイアグラム

2-2-2 EU における CE の誕生と発展の経緯 2-2-2-1 第一フェーズ

CE は、EU で誕生した概念であり、その施策も EU で発展していったものである。 そこで、ここでは、その経緯、そして、その 政策ツールについて概観していくこととし たい。

CE は、そもそも廃棄物分野に軸足を置く 政策である。EU における廃棄物施策は、 1970 年代から行なわれており、廃棄物枠組 み指令 (75/442/EEC) 等を通じて、廃棄物の 収集、輸送、取り扱い、保管、処理による有 害な影響から人の健康と環境を保護するこ とを目的として、同指令を踏まえた各国法 のもとで実施されてきた。

勢一(2022)は、「CE は、持続可能な発展 (Sustainable Development)と理念的に通底 している経緯が見てとれる」としている。 CE は、環境負荷低減という要請と経済の発 展という、ともすれば、相矛盾する二つの要 請に対するソリューションとして、その概 念が誕生し、施策が発展してきた経緯を端 的に言い表しているといえる。

1993年にマースリヒト条約が発効、EUが 誕生し、環境政策を共通政策の一つとする とともに、欧州委員会に環境政策を担当す る総局が設けられた。しかしながら共同体 の利益と自国の権利主張とが鋭く対立する こともままあり、環境分野でも推進派と反 対派の意見が分かれることが多く、経済成 長を達成しながらも環境影響を低減できる 新たなシステムの必要性等について盛んに 議論された。 1999年にアムステルダム条約が発効、EUの権限がさらに増大し、環境分野でも「環境統合」、即ち、共同体のあらゆる分野の政策に環境への配慮を求める原則が条文として規定され、その実践に向けた具体的なプロセス(カーディフ・プロセス:目標設定や結果のモニタリングを制度化)が導入された。その結果、トップダウンの推進力が加わり、EUにおける環境統合の動きは加速された。

また、同条約には、持続的発展という概念が、第1部の基本原則で「持続可能な発展の原則」としてはじめて盛り込まれた。これを踏まえ、2001年に「EUの持続可能な発展戦略」が欧州委員会によってまとめられ、2002年にまとめられた第6次EU環境行動計画(2002-2012)では、資源効率改善、サステナブルな廃棄物処理への移行等が目標として提示された。

さらに、この行動計画に規定されたものの うち、解決のために複合的で革新的な手法 を見つける必要がある 7 分野の中に廃棄物 の予防とリサイクルも含まれることとなり、 その対応が、2005 年に、'Thematic Strategy on the Sustainable Resources'として公表され た。

このような動きを踏まえ、2008年に廃棄物枠組み指令が改正され、資源循環体制への本格的転換が図られたのである(勢一,2022)。具体的には、資源効率性(Resource Efficiency)の考え方が示され、発生抑制を最優先とする廃棄物処理の優先順位が規定され、廃棄物の資源化を促進するため、副産物の製品認定等、二次資源の質的基準も規定された。

更に後掲する「CE 行動計画」が策定されたのに伴い、2018年にさらに廃棄物枠組み指令が改正された。

このようにEUでは、CEの施策は、廃棄物制度と不即不離の関係にあり、CE施策に即する形で、廃棄物法制が展開していく過程がみてとれることとなる。

2-2-2-2 (第一次) CE 行動計画 (CE パッケージ: CEAP)

2015年にEUは、CE 行動計画(CE パッケージ: CEAP)を政策文書として公表し、明確にCE を推進する立場を明らかにする。しかしながら、このような状況に至る背景として、2 つの点が挙げられる。

第一に、CEへの移行の加速を目的としたエレン・マッカーサー財団が、2010年に設立されたことである。

エレン・マッカーサー財団は英国に本拠地をもつ慈善団体で、財団独自のネットワークを構築し、世界各国に対して CE の重要性を啓発しながら政府や企業、研究機関などと連携して、CE に関する研究・調査を行なっており、CE に対する認識の醸成に貢献したといわれている。エレン・マッカーサー財団が、マッキンゼー・アンド・カンパニーと共に 2014 年にレポート" Towards the circular economy"を世界経済フォーラムで公表して以降、Google トレンドによるとCE の検索数は増加傾向にあるとのことであり、エレン・マッカーサー財団が、CEの認識の醸成に果たした役割は大きい。

第二に、2015年9月に国連サミットで、持続可能な開発目標(SDGs)が加盟国全会一致で採択されたことである。目標12(持続可能な消費と生産)の具体化目標として、提

示された「天然資源の持続的管理と効率的な利用の達成」(12.2)、「廃棄物の発生抑制等により、廃棄物の排出量の大幅に削減」(12.5)は、CEの概念との親和性がとりわけ高い。

また、EU 自体も着実に政策展開を図っていった。

2010 年に公表された政策文書である EU 中長期成長戦略 (EUROPE 2020) は、経済成長、雇用に関する EU 戦略であるが、この中で示された持続可能な成長を示すフラッグシップ・イニシアティブの一つとして、資源効率性の向上が掲げられている。 このように EU では、経済成長戦略の枠内に環境負荷低減という施策が、かねてより位置付けられていたのである。 2011 年に公表された政策文書「資源効率的な欧州に向けたロードマップ」は、持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築をめざすロードマップであるが、この中で「廃棄物から資源へ」の項目が挙げられ、廃棄物を二次資源として市場化することが強調されている。

このような経緯を経て、CE 行動計画は、2015 年 12 月に発表された。同行動計画はその冒頭で、CE は、欧州経済にとって資源枯渇から産業を守り、イノベーションによって新たな雇用を生み出す、競争力強化の機会だとする一方、エレン・マッカーサー財団のレポートにも言及し、産業政策的な側面を強調している。

同行動計画は、CE の実現に向けた EU 域内共通の枠組みを提案している。

具体的には、優先分野の特定(プラスチック、水、重要な原材料、建設解体等)、モニタリングの枠組み、廃棄物に関する法令改正(2030年までに、一般廃棄物の65%、包

装廃棄物の 75%を再使用又はリサイクル等)、資金支援(研究開発・イノベーション促進プログラムから 6.5 億ユーロ、廃棄物管理のために構造基金から 55 億ユーロ等)を提案している。

2-2-2-3 欧州グリーンディール

2019 年 12 月に公表された欧州グリーンディールは、2050 年に向けた欧州の指針となる成長戦略であり、同月に発足したフォン・デア・ライエン委員長(現)による欧州委員会が提示した 6 優先課題のうちの最優先のものとして提示したものである。

このように環境政策が重視されている背景には、2019年5月の欧州議会選における環境政党の躍進がある。グリーンディールでは、経済成長と資源利用の相関をなくす(デカップリング)ことにより、資源効率が高く競争力のある経済、公正で豊かな社会へ変革し、2050年に気候中立(温室効果ガス排出ネットゼロ)を実現することを目指している。CEは、気候中立目標の前提条件として捉えられ、グリーンディールの中核施策として位置付けられた。具体的には、次原料の使用を促進するため、再生材含有率の義務化を導入(自動車等が例示)する他、以下の施策が挙げられている。

- 新たな CE 行動計画の策定
- ・ 資源集約型産業(繊維、建設、エレクトロニクス、プラスチック等)に重点
- ・ 消費者にサステナブルな商品の購入 を促す仕組み、情報開示の促進
- ・ EV 車載バッテリー等あらゆるバッ テリーの循環性にかかわる法整備

二次原料の使用を促進するため、再生材含有率の義務化を導入(自動車等が例示)

築

2-2-2-4 (第二次) CE 行動計画 (新 CEAP)

欧州グリーンディールを踏まえ、2020年3月、(第二次) CE 行動計画(新 CEAP)が採択された。本行動計画では、温室効果ガス排出の約半分が資源採取と加工に由来し、気候中立目標の達成には、完全な CE への移行が不可欠であるとし、欧州グリーンディールの中核政策の一つと明記された。

欧州委員会は CE の施策により域内 GDP が 2030 年までに 0.5%押し上げられ、新規 雇用が 70 万人分創出されると見込んでいる。

本計画は、以下の3点を、柱として位置付けている。

① 持続可能な製品政策枠組み(規範としての持続可能な商品、消費者のエンパワーメント)

本計画では、特に生産や製品設計プロセスにおける資源循環に焦点を宛て、多くの製品が、依然としてリニアモデルを前提としていることを指摘したうえで、「持続可能な製品政策枠組み」を提唱、そのインセンティブとなる取り組みを以下のようにとりまとめた。

- a. 製品設計に関する施策
- ・ 持続可能な製品の促進のために、従来 エネルギー関連製品を対象としている エコデザイン指令を、(エコデザイン規 則viとして)強化、対象拡大する。
- また、欧州グリーンディールを踏まえ、 「欧州委員会はより循環型の事業を促

進するため、リサイクルを容易にする 設計・一定の原料における再生材含有 率の策定・リサイクル効率の向上に関 し、現行指令の見直しを実施する」こ ととし、リサイクル材の含有率を向上 させる。

- 製品のサービス化 (Product as a Service;,PaaS) を進めることにより、新しいビジネスモデルの創出を目指す
- ・ 製品、部品及び原材料に関する情報、 それらのリサイクル性や分解性等について透明性とトレーサビリティを確保することを産業製品に求める。デジタル技術を活用し、製品ライフサイクルのあらゆる段階(設計、製造、使用、廃棄)で、事業者や消費者がデータに確実かつ容易にアクセスできるような取り組みを進める(デジタル化された基本データの総称を、「デジタル製品パスポート」と呼ぶ。以下「DPP」とする)。

b. 消費者等のエンパワーメント

・ デジタル化の急速な進展とそれに伴う 技術革新に対応し、製品のアップグレード等に対応しながら製品の長寿命化 をはかり、これを消費者サイドから担保するものとして、「修理する権利 (Right to Repair)」を保障する。「修理する権利」は、消費者が購入した商品を修理しながら長く使用できるよう。情報提供、また、修理用部品の調達をしやすくすること等を具体的な内容とする。

② 循環型モデルへの移行ポテンシャルの 高い産業分野での施策

特に、CEへの移行のカギとなる分野を 選定(7つの主要製品バリューチェー ン《電子機器・情報通信機器、バッテリーと自動車、包装、プラスチック、 繊維、建設と建物、食品》)し、各分野ごとに取るべき」施策を定めた。容器包装を例にとると、2030年までに、EU内で使用される容器包装を全て再利用・リサイクルを行なうこととする。

③ 廃棄物の削減

・ 廃棄物削減の進展策として、二次資源 活用のための安全策の改善、EU 市場創 出、また、二次使用の促進に向けて、 「廃棄物の終了基準」等の検討を行な うこととした。

2-2-2-5 (第二次) CE 行動計画に基づく CE の政策パッケージ

2022年3月、(第二次) CE 行動計画に基づき、持続可能な製品政策枠組み政策パッケージ(第一弾) が公表された。

パッケージには、従来エネルギー関連製 品を対象としているエコデザイン指令を、

エコデザイン規則(案) として強化、拡大することを中核とし、その他、持続可能な循環型繊維製品戦略、建設資材の持続可能性に関する規則の改正、消費者のエンパワーメントに関する指令が含まれるものである。

欧州委員会は、欧州におけるマテリアルフロー(資源フロー)は図6のとおり、未だに「リニア」のまままでCEはあくまで限定的にしか実現していないと分析している。その原因の一つは、加盟国が独自に制定している不統一な規制が消費者や事業者の混乱を招いていることによると指摘とし、このパッケージで提案されている諸政策の導入により、EU市場を流通するほぼ全ての物

品について、CEに適合した持続可能な製品であることが基準となることが期待されるとしている。

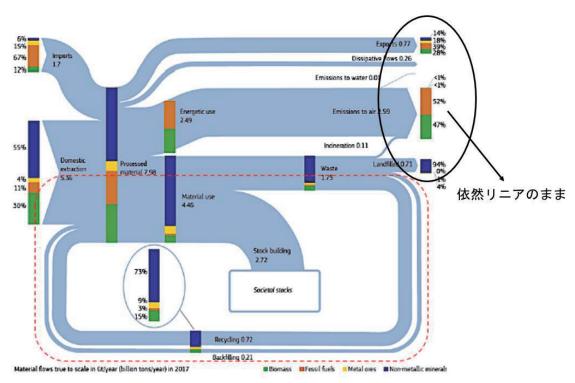


図 6 EU におけるマテリアルフロー(資源フロー)

出所)新開(2022)を元に筆者作成

① エコデザイン規則(案)

今回のエコデザイン規則(案)により、従来 エネルギー関連製品を対象としているエコ デザイン指令を、加盟国で直接適用される 規則に置き換えて、域内での統一的な運用 をはかり、食品、飼料、医薬品等の限られた 例外を除く幅広い分野に、CE に適合した持 続可能な製品の規範が広がることになる。

また、エコデザイン規則(案)では、エコデザイン要件として、耐久性、信頼性、再利用性、更新可能性、修理可能性、リサイクル可能性、懸念すべき物質の有無、リサイクル材の含有量、炭素・環境フットプリント等エネルギー等の持続可能性要件が追加され、

これらの情報の消費者等への情報開示が義務付けられる。これにより、バリューチェーン全体でトレーサビリティが向上することになる。

規則(案)ではこのような製品情報を電子情報として集約した「DPP」を、製品自体、パッケージまたは、製品に附属する書類上に添付することを義務付ける。

パッケージの公表後、欧州議会、理事会での法案審議に入り、2023 年 12 月に閣僚理事会と欧州議会は暫定的な政治合意に到達した。

② 消費者のエンパワーメントに関する指令(案)

消費者のエンパワーメントに関する指令 案は、製品の耐久性や修理可能性等の情報 を、販売業者に課し、これらの情報の不開示 を含む不公正な商業慣行の禁止を強化する ことでグリーン・ウォシング(環境に配慮し ているように虚偽にみせかけて、消費者に 誤解を与えること)を防ぐ狙いがある。

③ 政策パッケージ (第二弾)

同年11月に公表した政策パッケージ(第 二弾)では、包装・包装廃棄物規則(案)等 を提示した。

同規則(案)の主要目標は、2040年までに加盟国一人当たりの包装廃棄物を 2018年と比較して 15%削減することである。また、同規則(案)では、プラスチック製の包装材は、2030年1月以降、包装の種類に応じて 10%から 35%までのポストコンシューマーリサイクル材の最低使用条件を設定する。2040年以降は、さらにこの要件を強化し、50%以上の最低使用要件を設定することとされている。

2-2-2-6 使用済み自動車指令

EU における使用済み自動車指令(以下「ELV 指令」という)は、使用済み自動車、特に処理が困難な使用済み自動車由来プラ

スチックの取り扱いが課題となり、2000年 に施行された。

2015年に公表された(第一次)CE 行動計画により、既に述べたとおり、廃棄物関連規制について、大幅な修正が実施された。

その一環として、2023年7月に、欧州委員会は、既存の ELV 指令等にかわるものである「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。

この規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

具体的には、規則の施行 6 年後から (欧州 委員会の事前検討では、2031 年を想定)、最低 25%のポストコンシューマーリサイクル 材を含有することとし、このうちの 25%(全体の 6.25%)は、当該車型の car to car リサイクル由来とするものである。

2-2-2-7 EU タクソノミー

欧州委員会は、2018年3月、「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画」を公表した。ここで示されている10のアクションのうちの一つが、2050年の気候中立を実現する際に関連する6つの環境分野に係わるEUタクソノミー規則の制定である。

図7 タクソノミー規則における6つの環境分野

気候変動の緩和 (第10条)

水・海洋資源の持続可 能な利用と保護 (第12条)

汚染の予防と管理 (第14条)

気候変動への適用 (第11条) 循環型経済への移行 (第13条) 生物多様性とエコシス テムの保全と修復 (第15条) EU タクソノミーは、図7に示す6つの環境分野に貢献する事業に関する投資(サステナブル投資)を促進するために、投資家が「持続可能かどうか」を判断する際の指標となる分類システムである。いわば官民の資金を6つの環境分野に貢献する事業への投資を(事業をリスト化する等によって)誘導するための判断基準として、EU タクソノミーという枠組みは創設されたということができる。

EU タクソノミーの考え方や原則は、2020年7月にEU 規則として発効した。ただ、個々の経済活動に関する具体的な指標・尺度(スクリーニング基準)は別途定めることになっており、2021年12月に発効した委員会委任規則 2021/2139 がこのスクリーニング基準の第一弾である。

EUタクソノミーの適用対象は、3つであり、第一は、EUや各国政府である。今後 EU等が発行するグリーンボンド等は、EUタクソノミーを満たすものに限定される。第二は、金融市場参加者である。今後金融市場参加者が、グリーンボンド等の金融商品を販売する際には、投資先の EU タクソノミー準拠率の開示が必要となる。第三は、金融機関及び事業会社である。今後、EUタクソノミー基準を満たす商品、サービスからの売り上げが総売上高に占める比率や、EUタクソノミー準拠活動への投資や出費が総額に占める比率の開示が必要になる。

2-2-2-8 国際標準化の動き

CE については、国際標準化の動きも着実に進展している。

そもそもは、フランスが、2018年6月に国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization) に CE の専門委員会 (TC: Technical Committee) の設置を提案したことに端を発する。2018年9月に投票の結果、第323専門委員会 (ISO/TC323) が設置された。投票の結果は、賛成26、反対6、棄権8であった。日本は反対した。

第323 専門委員会 (ISO/TC323) の「CE」のスコープは、「持続可能な開発への貢献を最大化するため、関連するあらゆる組織の活動の実施に対する枠組み、指針、支援ツール及び要求事項を開発する循環型経済の分野の標準化」viiであり、広範かつ包括的で、この規格が定まれば、全ての CE の活動はこの規格にしばられることとなると考えられる。

第 323 専門委員会 (ISO/TC323) の議長/ 幹事国は、フランスであり、メンバーは、日 本を含めた 76 ヶ国、その他 20 ヶ国がオブ ザーバーとして参画している。

現在、IS (国際規格)の発行を目標に第323 専門委員会 (ISO/TC323) には、5つのワーキンググループ (WG) が設置され、議論がなされている。具体的な内容は、表1のとおりである。

表 1 WG での検討内容等

WG	WG1	WG2	WG3	WG4	WG5
標題 検討事項	原則、枠組み、 用語、定義、マ ネジメントシス テム規格 での用語の定義、原則、 フレームワークに加え、 価値の共有、資源の可 用性、エコシステムに 対する配慮等が検討	実施のためのガ イダンス ビジネスモデルとバ リューネットワークを 線形から循環型に移行 する組織のための実践 的アブローチを日本主 導で検討	循環性の測定 組織がCEに関する取組をより効果的に実線できるよう、各組織における行動がどれほど効果的なものであるかを測定するための検討	教訓と推奨事項 を得るための ケーススタディ の分析 3つの技術報告書のう 5一つは日本が主導的 に開発中。バリュー ネットワークに関連し た優良事例を収集、分 析	製品の循環性 データシート 製品のCEに関連する情報につき、サブライチェーン全体で報告、 交換するための方法論 と様式を提供すること を検討
主査	フランス/ ブラジル	日本/ ルワンダ	オランダ	フランス/ ブラジル	ルクセンブルク/ 中国
作業項目	ISO/WD59004	ISO/WD59010	ISO/WD59020	ISO/DTR59031	ISO/AWI59040 ISO/DTR59032

出所) 環境省資料を元に筆者作成

今後 2024 年 2 月には、WG 1 から WG3 の作業項目としての国際規格 (59004、59010、59020) が発行され、2025 年 2 月には、WG5 の作業項目の一つである国際規格 (59040) が発行される見通しである。

以上に示した EU における CE の発展の経 緯の概要は、表 2 のとおりであり、廃棄物 関連施策、CE 施策の関連、CE 施策の政策 ツールの展開と相互の関係を、図 8 のとおり整理した。

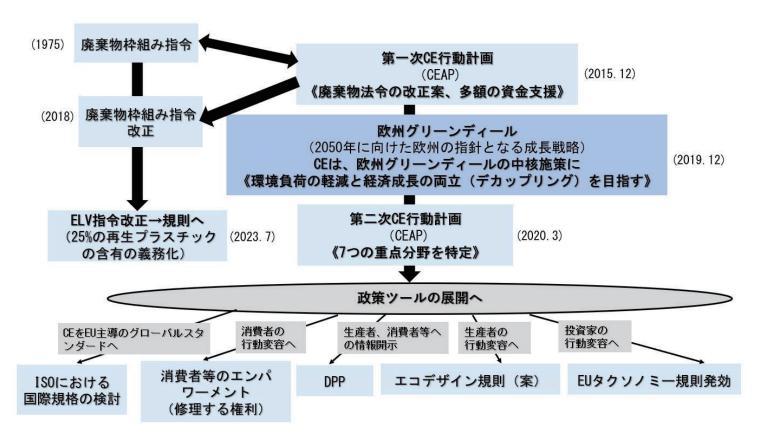
このように EU は具体的な数値目標、効果試算を示しながら、7つの重点分野を特定し、規制(法令整備)と支援(多額の資金支援)の両輪で CE 政策を推進している。

表 2 EUにおける CE の発展の経緯

年月	イベント	内用			
CEは、元々廃棄物分野に軸足					
1975	廃棄物枠組み指令	廃棄物の取り扱いから生じる有害な影響等から環境等を保護			
2002.7	第6次EU環境行動計画(2002- 2012)の採択	資源効率改善、サステナブルな廃棄物処理への移行等を目標 として提示			
2008	廃棄物枠組み指令の改正	資源循環体制への本格的転換 (資源効率性《Resource Efficiency》の考え方の提示等)			
2010.9	エレン・マッカーサー財団設立	サーキュラーエコノミーへの移行を加速させるため英国で設 立			
2011.3	資源効率的な欧州に向けたロード マップ公表	持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築を目指すロード マップ			
2015.9	国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が加盟国全会一致で採択	目標12(持続可能な消費と生産)の具体化目標として 「天然資源の持続的管理と効率的な利用の達成」(12.2)、 「廃棄物の発生抑制等により、廃棄物の排出量の大幅に削 減」(12.5)が提示			
2015.12	(第一次)サーキュラーエコノ ミー(CE)行動計画(CEパッケー ジ:CEAP)公表	CEの実現に向けたEU域内共通の枠組みを提案 (優先分野の選定、モニタリングの枠組み、廃棄物に関する 法令改正(2030年までに、一般廃棄物の65%、包装廃棄物 の75%を再使用又はリサイクル等)			
2018	廃棄物枠組み指令の改正	CEの考え方を踏まえた改正			
2018.9	ISOにCEの専門部会設置	フランスの提案により、CEの国際規格の発行をめざす			
2019.12	欧州グリーンディール発表 (同月に発足したフォン・デア・ ライエン委員長(現)による欧州 委員会が6優先課題の筆頭に提示)	2050年に向けた欧州の指針となる成長戦略 CEは、EUが目指す気候中立の前提条件と位置付けられ、欧州グリーンディールの中核施策に位置付け			
2020.3	(第二次)CE行動計画(新 CEAP)採択	重点を置くべき分野を選定し、特に生産や製品設計プロセス における資源循環に焦点、消費者の「修理する権利」の確保、 「デジタル製品パスポートの導入等を明示			
2020.7	EUタクソノミー規則発効	2050年の気候中立を実現する際に関連する6つの環境分野に 貢献する事業のリスト化を図る			
2022.3	新CEAPに基づきCEの政策パッ ケージ(第一弾)を発表	エコデザイン規則(案)、消費者のエンパワーメントに関す る指令等			
2022.11	CEの政策パッケージ(第二弾)を 発表	包装・包装廃棄物規則(案)等			

出所) 筆者作成

図 8 EU における CE の政策の連関



出所) 筆者作成

2-2-3 我が国における CE の位置付け 2-2-3-1 3R を基本とした循環型社会形成の ための制度枠組みの創設

我が国において「循環型社会」もしくは 「循環経済」という概念が制度として導入 されたのは、EUよりも古く、1990年には、 既に、環境庁(当時)が開催した「環境保全 のための循環型社会システム検討会」において、「『持続可能な開発』を達成するためには、地球の大気、水、土壌、野生生物といった資源やこれらを織りなす生態系(エコロジー)の大循環に適合するような経済活動の在り方を考え、具体化していかなければならず、自然生態系の循環とかけ離れた人間の経済活動を自然生態系と適合させるた めには、廃棄よりも再利用、再生利用を第一に考え、新たな資源の導入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、環境を攪乱しないものとすることが必要」とされ、そのような経済社会システムの在り方を「循環型社会」と定義している。これ以降、我が国の制度枠組みは、資源循環というコンセプトが明確に認識されたうえで構築されていった。

1999年に経産省において、「循環経済ビジョン」が策定され、2000年に環境省において、「循環型社会形成促進法」が制定された。これらが策定された背景としては、

① 廃棄物発生量は増大し、最終処分場の残 余年数は、8.5年、産業廃棄物については、 3.0年と逼迫することとなったこと。首都圏ではこの逼迫感が特に顕著であったこと

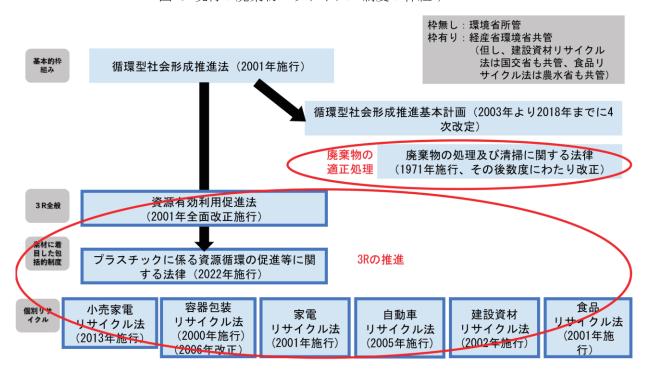
- ② 一般廃棄物のリサイクル率は1割、産業 廃棄物でも約4割と伸び悩んでいたこと
- ③ 資源面での制約も顕在化しており、石油や金属といった枯渇性のある鉱物資源の採取消費のペースが急ピッチで進んだこと等が指摘されており、これに対処するためには、従来の経済社会で容認されてきた社会的ルールや行動準則を転換し、環境制約や資源制約への対応を産業活動のあらゆる面にビルトインした、「循環型経済システム」を構築することが必要という問題意識があった。

このビジョン、法律の制定を契機として、 従来のリサイクル(1R)に重点を置いていた 廃棄物・リサイクル対策が、廃棄物の発生抑 制(リデュース)対策と廃棄物の部品等につ いての再使用(リユース)対策を含む「3R」 に転換されたのである。具体的な措置を講 ずるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」の改正や、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」の全面改正、個別リサイクル 法が整備された。

2003年以降4次にわたって策定されてきた循環型社会形成推進基本計画(閣議決定)も、このような循環経済の考え方を前提にして循環型社会の在り方について提示している。既に触れた横浜市の「G30」もこのような時代的な文脈を踏まえて理解する必要がある。

このような取組の結果、廃棄物量は大きく減少し、最終処分場の残余年数については、1999 年循環経済ビジョン策定当時と2017年を比較すると、一般廃棄物は、8.5年から21.8年、産業廃棄物は、3年から17年と大きく改善、循環利用率も2000年の10%から2016年には、15.4%に上昇した。ちなみに、2017年のEUの循環利用率は、11.7%であった。

図 9 現行の廃棄物・リサイクル制度の枠組み



出所) 筆者作成

このように我が国の循環型社会、ないしは循環経済形成のための取り組みは、一定の効果を上げている。「循環経済ビジョン20220」では、「廃棄物量が大幅に削減されるとともに、資源の循環利用量も増加しており、ゴミの分別が社会にも浸透している等、世界的にもトップランナーの3Rを実現してきている。」としている。しかしながら、3Rを基本とした循環型社会/経済形成のための考え方は、EUのような産業政策も包含しているCEの考え方とは異なっていたのである。現行の廃棄物・リサイクル制度の枠組みを図9として示す。

2-2-3-2 「循環経済ビジョン 2020」策定

EU で、第一次 CE 行動計画が策定され、そ して 2019 年 12 月に欧州グリーンディール が公表された翌年である2020年5月、経産省において、「環境経済ビジョン2020」が策定された。

本ビジョンでは、図10のとおり、現在の 状況は、1999年循環経済ビジョン時と大き く異なるとしている。2050年の世界人口は 97億人に到達する見込み(現在77億人)で あること、世界の資源採掘量が2015年の 880億トンから2060年には2倍以上(1900億トン)へ増加すること、各国の資源循環規 制の強化等の経済・社会状況の変化により、 従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の線 形経済モデルはもはやたちゆかず、循環経 済への移行を図る必要があることを提示し ている。

図 10 循環経済モデルの必要性

- 世界的な人口増加・経済成長に伴い、資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、温暖化・海洋プラスチックをはじめとする環境問題の深刻化はティッピングポイントを迎えつつあり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済モデルは、世界経済全体として早晩立ち行かなくなる畏れ。
- 短期的利益と物質的な豊かさの拡大を追求する成長モデルから脱却し、あらゆる経済活動において資源投入 量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ付加価値の最大化を図る循環型の 経済社会活動(循環経済)により、中長期的に筋肉質な成長を目指す必要。
- 循環経済への移行の鍵は、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請の高まり。これを新たなドライバーに、循環型の経済活動へと転換を図ることで、地球環境の保全に貢献しつつ、我が国産業の中長期的な競争力の強化につなげることを目指す(環境と成長の好循環)。

1999年循環経済ビジョン

く背景>

- ○最終処分場の逼迫
- ○資源制約 ○地球環境問題の顕在化

<ポイント>

○1R (リサイクル) ⇒3R (リデュース、リユース、リ サイクル) の総合的な推進への転換

<成果>

- ○各種リサイクル法を通じた<mark>廃棄物量の削減、リサイクル率の向上</mark>(世界トップランナーの3R)
- ※処分場残余年数: 一般廃棄物 8.5年⇒ 21.8年 (1999⇒2017) 産業廃棄物 3年⇒ 17年 ※循環利用率: 15.4%(2016) cf.欧州11.7%(2017)

経済・社会状況の変化

- ① 世界的人口増加と経済拡大
- ② 資源の安定供給リスクの増大 ③ 廃棄物排出量の増大と資源 循環のグローバルチェーンの変
- ④ 環境問題の深刻化と環境配 慮要請の高まり
- ⑤ ESG投資の拡大
- ⑥ デジタル技術の発展と新しいビジネスモデルの台頭

循環経済ビジョン2020

く背景>

- ○線形経済モデルの限界
- ○デジタル技術の発展、Society5.0への転換
- ○市場・社会からの環境配慮要請の高まり

<ポイント>

- ○環境活動としての3R→経済活動としての循環 経済への転換
- ○グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進 (規制的手法は最小限に、ソフトローを活用)
- ○中長期的にレジリエントな循環システムの再構築

出所)経産省資料

本ビジョンは、4つの大きな軸を示している。

① 経済活動としての循環経済への転換(3Rから循環経済へ)

本ビジョンは、「環境活動としての 3R を 経済活動としての環境経済への転換」とい う大きな方向性を示したという意味で画期 的なものである。

その背景には、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の線形経済モデルはもはやたちゆかないという強い危機意識がある。

従って、3Rの延長線上ではなく、設計や 仕組みづくりから入り、廃棄物が出ること を一切想定しない循環経済の枠組みづくり (CE)を国全体として推し進めていくこと が、本ビジョンの主要な軸となる。

このような観点から、本ビジョンは、循環 経済モデルについて、「あらゆる経済活動に おいて資源投入量・消費量を抑えつつ、スト ックを有効活用しながら資源の効率的な利 用で付加価値の最大化を図る循環型の経済 社会活動により、中長期的に筋肉質な成長 を目指すモデル」と定義している。

本ビジョンでは、循環性の高いビジネス モデルへの転換は、事業活動の持続可能性 を高め、中長期的な競争力の確保につなが るものであり、あらゆる産業がビジネスチ ャンスと捉え、経営戦略・事業戦略として対 応するべきとしている。

本ビジョンでは、現状の認識として、「我が国では、廃棄物の減容化という目的を超えてビジネスとしての資源循環を進めるには至っておらず、『廃棄物処理・資源有効利用』分野の市場は約26%の成長に留まり、付加価値を生み出す産業となりきれていない」と指摘している。

そこで、本ビジョンの中心的対象は動脈 産業である。図 11 及び図 12 に示されると おり、動脈産業の循環型モデルへの移行に 際して、静脈産業・投資家・消費者がそれを 支える構図を描いている。

図11 対応の方向性 1

循環性の高いビジネスモデルへの転換 市場・社会からの適正な評価 投資家:投資家機能を活用した企業 動脈産業:循環性をデザインし、リサイク 活動の転換促進 ルまでリードする循環産業へ 動脈産業 投資家 イノベーションや「すり合わせ」による • 短期的な収益に顕れない企業価値 環境配慮設計を通じた新たな市場の創出 の適正な評価 「対話」を通じた中長期的な企業 連携 リース・シェアリング・サブスクリプ ション等を通じた製品所有権を維持した 価値の協創 消費者 静脈産業 • ESG投資等による好循環の創出 形での流通・回収 使用済製品の自主回収や静脈産業と連携 したリサイクルルートの確立 消費者:循環経済システムの構成員 としての行動 静脈産業:リサイクル産業からリソーシング産業へ 環境負荷の低い製品の率先購入 多様な使用済製品の広域回収 廃棄物等の排出の極小化など消費 自動選別技術等を活用した高品質な再生材の安定供給 行動・ライフスタイルの転換

出所)経産省資料

動脈産業には、循環型設計・循環型ビジネスモデルを構築していくことと併せ、自主回収の重要性も強調されている。PaaS(製品のサービス化)によるモノの所有権の移行(消費者から事業者へ)や、静脈産業とより密接に連携したリサイクルルート確保のために、自主回収がますます重要になるという趣旨である。

また、これを実現するうえで、静脈産業が 果たすべき役割は大きい。あらゆる使用済 み製品を可能な限り高度な素材として再生 し、動脈産業に供給する「リソーシング(資 源化)産業としての役割が期待されている。

② ソフトローによる企業の自主的な取組みの促進

循環経済の在り方やその実現方法は、国民性・国土条件・既存インフラ等によって国・市場ごとに異なり、国内の事業活動のみを対象とした規制的手法を導入することは、企業の取り組みを硬直させ、国際競争力を低下させる懸念があることから、ソフトロー(民間で自主的に定められているガイドラインの他、行政が示す法解釈等。)、例えば、環境配慮設計を促進するガイダンスやサーキュラーエコノミー移行に向けた投資ガイダンスを活用しつつ、事業者のビジネスモデルの転換を促すこととする。

③ レジリエントな循環システムの構築(市場をつくる)

資源の枯渇、制約度が高まる現状のもとでは、最適な形で域内の資源循環度を高めなければならない。これらの廃棄物をいかに有効な資源として捉えられるかが問われてくる。即ち、国内および地域内で循環する仕組みがレジリエンス向上の鍵を握る。

そこで、今後循環に向けた製品規格等のアップデート、個別分野(プラスチック・繊維・CFRP・バッテリー・太陽光パネル)の循環システム構築支援、需要が見込まれる素材の再生材市場の創出等を進め、廃棄物が有効な資源として活用されるシステムの構築を推進する。

④ 市場・社会からの適正な評価

SDGs の発表とともに、市場・社会からの環境配慮要請は高まりつつある。事業者にとってこれまでコストとして認識されていた環境配慮の取組は、新たな事業機会創出の源泉であり、資金を呼び込む重要なファクターとなる。投資家からの ESG 投資を呼び込むためには、これらの取組について情報開示を行い、指標が作成されるとともに、投資家、事業者が情報を共有し対話が可能となるような「CE ガイダンス」の策定を進める必要がある。

本ビジョンでは、EUのCE政策について触れ、「我が国産業の対応が遅れれば、EU市場において競争力を失い、極端な場合にはEU市場から閉め出される危険すらはらんでいる。」としており、EUでのCE政策の導入による危機感が、本ビジョン策定の端緒の一つになったと推測される。

図 12 対応の方向性 2

循環性の高いビジネスモデルへの転換

動脈産業:循環性をデザインし、リサイクルまで リードする循環産業へ

- 多機能・高機能の素材の技術開発やサプライ チェーン間連携による取組の支援等を通じた 課題解決型のイノベーションの促進
- 事業者による自主回収や動静脈連携に向けた 環境整備

静脈産業:リサイクル産業からリソーシング産業へ

- 素材や利用用途に応じた再生材の品質規格や製品側 での使用基準の整備
- 広域でのリサイクルの円滑化や事業効率化、技術開 発を実現する環境整備

循環経済の実現に向けた自主的取組の促進

- 循環経済のマイルストーンの提示等を通じた自主的 取組の促進
- ISO等の国際的な議論での適切な位置づけ



我が国の循環経済活動を支える基盤 付加価値の提供

市場・社会からの適正な評価

情報開示・指標

ドライバー

● 循環型の多様な取組を評価するための指標検討

投資ガイダンス

「CE投資ガイダンス(仮称)」の策定

- 循環性能を持つ製品へのラベリング(見える化)
- グリーン公共調達、再生材利用製品等の開発・消 費の促進に向けたインセンティブ検討
- 産業界主導の業界標準や表示制度整備の支援

レジリエントな循環システムの早期構築

国内リサイクル先の質的・量的確保

- 主要素材の中長期の資源循環バランスの評価・分析
- リサイクル手法のベストミックス検討、技術開発
- 既存の製品規格・JIS・規制基準のアップデート

国際資源循環・国際展開

- 我が国循環技術・システムをアジアを中心に展開
- 国際資源循環システムの中長期的観点からの再構築

循環システムの検討が急がれる分野

プラスチック、繊維、CFRP、バッテリー、太陽光パネル

出所)経産省資料

2-2-3-3 環境省・経産省・経団連による「循 環経済パートナーシップ (J4CE)」 創設

2020年9月、環境省と(一財)日本経済 団体連合会(以下「経団連」という)が、脱 炭素社会実現に向けた連携強化を図ること で合意した。取り交わされたのは、「環境と 成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会 の再設計(Redesign)」と題する文書であり、 この合意のもと、両者は、我が国企業の脱炭 素経営の推進、2030年温暖化対策目標の着 実な実践、サステナブル・ファイナンス/ESG 金融の推進等に取り組むこととし、定期的 な意見交換をすることとした。定期的な意 見交換のアジェンダの一つとして「循環経 済」への移行が挙げられている。

そして、2021年1月に開催された定期会 合の場で、「CE」をテーマに意見交換がなさ れ、小泉進次郎環境大臣より、CEの取組の 加速化に向けた官民連携を強化する「循環 経済パートナーシップ」の設立が提案され、 経団連との間で合意された(図13)。「循環経 済パートナーシップ」は、循環経済の流れが 世界的に加速化する中で、国内の企業を含 めた幅広い関係者の循環経済の理解醸成と 取組の促進を目指して、官民連携を強化す ることを目的とするものであった。

図 13 環境省と経団連との「循環経済パートナーシップ」創設の合意



出所) 経団連資料

2021年3月、環境省、経団連、そして経 産省により、CEの実現を促進するための官 民プラットフォームである「循環経済パートナーシップ(略称:J4CE)が創設された。 参加企業は、経団連の会員企業または団体 であり、本邦企業による先進的な取組事例 を国内外に発信するとともに CE を実現す るための課題整理のための官民対話や、業 種や企業の垣根を越えた連携を見据えたビ ジネス交流会を行なっている。その成果は、 2022年4月に「J4CE2021年度活動報告」と してまとめられた他、グッドプラクティス を集めた「注目事例」を英語版も含めて公表 している。

経団連は、CE を成長戦略の一つと捉え、「サーキュラーエコノミーの実現に向けた提言」を、2023年2月に公表した。経産省が、3月に「成長志向型の資源循環経済戦略」(後掲)を策定する1ヶ月前のことであった。

2-2-3-4 環境省・経産省の動き

①「サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」公表

でEに特化したファンドも増え始めているが、本邦企業を対象にしたファンドはほとんどないのが実情である。そこで、「循環経済ビジョン 2020」でも提言されているところではあるが、経産省及び環境省は、CEに特化した投資家・経営者向け情報開示のガイダンス「サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を 2021年1月に公表した。これは、「世界初」の政府によるCEに特化した情報開示ガイダンスであり、企業の経営理念や価値観及びビジネスモデルが、中長期的な視点で循環型の概念が組み込まれているかどうかを示すガイダンスになっている。

② プラスチック資源循環戦略の策定及び プラスチックに係る資源循環の促進等に関 する法律の公布、施行

廃プラスチックについては、2019年に環境省、経産省、国交省等によりプラスチック資源循環戦略が策定された。さらに、実質的に最初のCEの具体的な取組の実施となるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が、環境省、財務省及び経産省の共同提出法案として、2021年6月に成立、公布され、2022年4月から施行された。この法律は、プラスチックの資源循環を包括的に促進するため、設計・製造、販売提供、排出・回収・リサイクルというライフサイクル全体について資源循環体制を強化するための施策を講じる基本方針を策定することを主な措置内容とする。

特筆すべきことの一つとして、設計・製造 段階で、環境配慮設計に関する指針を策定 し、指針に適合した製品であることを認定 する仕組みを設け、認定製品を国が率先し て調達することとしたことが挙げられる。

③ 「循環経済工程表」のとりまとめ

更に環境省は、2021 年 10 月に改訂された地球温暖化対策計画に、「サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的な検討を行なう」と記載されていることを踏まえ、2050年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030年に向けた施策の方向性を、中央環境審議会循環型社会部会において「循環経済工程表」としてとりまとめた。

2-2-3-5 「成長志向型の資源自律型経済戦略」策定公表

① 経産省産業構造審議会総会で「成長志向型の資源自立経済の確立」が提言

2022 年 5 月、経産省産業構造審議会(以下「産構審」という)で、「成長志向型の資源自立経済の確立」という考え方が打ち出された。

これは、

- ① コロナ禍やウクライナ侵攻など国際情勢の変化により更に不確実性が高まる状況のもと、物資や資源の供給リスクが高まる一方、世界人口の増加により資源消費が増大する中、特定の国に対する物資や資源の依存し続けるのは、中長期的に経済の脆弱性を高めること
- ② このため、安全保障を目的とした半導体 等の戦略的自立性の確保、3R や廃棄物対策 ではカバーされない領域の供給制約への対 策を講じる必要性があること

から、国際的な供給途絶リスクをできるだけコントロールし、経済の強靱化を進めるため、資源循環経済対策の再構築を図り、成長志向型の資源自立経済の確立を目指すべきというものである。

このような提言の背景には、EUも、欧州委員会が、ウクライナ情勢等を踏まえ、2022年3月に「持続可能な製品を基準とし、欧州の資源独立性を高めるための新提案」として、エネルギーや資源依存から脱却し、外的影響に対してより強靭な循環経済(CE)への移行に向けた取組強化のための一連の措置を提言していることが一因となっていると考えられる。

② 成長志向型の資源自律型経済デザイン 研究会での検討

この提言を踏まえ、経産省は、2022 年 10 月、有識者から成る成長志向型の資源自律 経済デザイン研究会を立ち上げ、3月までに計7回開催し、3月31日に、「成長志向型の資源自律経済戦略」としてとりまとめ公表した。

③ 成長志向型の資源自律経済戦略の策定、 公表

③-1 問題意識

本戦略は、本戦略策定にあたり、図 14 の とおり、3 つの問題意識について指摘してい る。

a. 資源制約・リスク (経済の自律性)

(i) 世界のマテリアル需要増大

世界の多くのマテリアルの需要が大幅に 増大しており、将来は枯渇する可能性があ る。特に、金、銀、銅、鉛、錫といった資源 は、2050年までに累積需要が埋蔵量の2倍 超となると見込まれる。

(ii) 供給が一部の国に集中しているマテリアルあり

枯渇までには至らないものの、ニッケル、マンガン、コバルト、クロム等の特定国への集中度が高いマテリアルが存在する。、

また、中国によるレアアース輸出制限、インドネシア(最大生産国)によるニッケル鉱石の輸出禁止の例に見られるように、特定国の政策が我が国に及ぼす影響は大きい。

(iii) 日本は先進国の中でも自給率が低い

b. 環境制約・リスク

廃棄物処理の困難性増大

日本は、これまで大量の廃棄物を国外に輸出してきたが、廃棄物の越境制限をする国が増加しており、国際条約 (バーゼル条約等) も厳格化の方向に動いている。

また、廃棄物の最終処分量の圧縮は、焼却処分による減量化が主な要因であり、廃棄物の利活用(再生利用)により、まだまだ改善の余地がある。

c. 成長機会

資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性

CE の市場が今後大幅に拡大していく見込みであり、成長の機会が多く存在する一方で、対応が遅れれば、マテリアル輸入の増大、価格高騰による国富流出、国内物価上昇のリスク増大にさらされる。

そして、CE を担保しない製品は世界市場から排除される可能性がある。海外では既に CE への移行に向けた動きが加速化しており、欧州では、欧州委員会主導による強制力のある CE 関連規制の導入により、計画経済的な市場形成が進んでいる。

さらに、CE 関連市場は、国内外で今後大幅に拡大が見込まれている。静脈産業は大成長産業になる見通しもあり、アクセンチュアによれば(既出)、世界全体では、2030年に4.5兆ドル、2050年に25兆ドルまで拡大するとの予測があり、日本国内では、2020年に50兆円であったCE 関連市場を、2030年、2030年に80兆円、2050年に120兆円に拡大することを見込んでいる。対応が遅れれば、成長機会を失うばかりでなく廃棄物処理の海外依存の可能性も懸念される。

図 14 成長志向型の資源自律経済戦略の問題意識

資源制約・リスク (経済の自律性)

【資源枯渇、調達リスク増大】

1. 世界のマテリアル需要増大

- → 多くのマテリアルが将来は枯渇 ※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、 2050年までの累積需要が埋蔵量 を2倍超
- 2. 供給が一部の国に集中して いるマテリアルあり
- → 資源国の政策による供給途絶 リスク
- ※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルあり
- ※中国によるレアアース輸出制限、インドネシア(最大生産国)による ニッケル輸出禁止
- 3. 日本は先進国の中でも自給 率が低い
- → 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

- 4. 廃棄物処理の困難性増大
- ① 廃棄物の越境制限をする国が 増加、国際条約も厳格化の動 き (バーゼル条約)
- ② 一方、日本国内では廃棄物の 最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

- 5. <u>CN実現には原材料産業によるCO2排出の削減が不可欠</u>
- ※循環資源(再生材・再生可能資源 (木材・木質資源を含むバイオ由来 資源)等)活用により、物質による が、2~9割のCO2排出削減効果 ※長期利用やサービス化により更なる

削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

- 資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性
- ① マテリアル輸入の増大、価格高 騰による国富流出、国内物価 上昇のリスク増大
- ② CE性を担保しない製品は世界 市場から排除される可能性
- ③ 静脈産業は大成長産業になる 見込み
- → サーキュラーエコノミーの市場が 今後大幅に拡大していく見込み
- ※日本国内では2020年50兆円から、 2030年80兆円、2050年120兆 円の市場規模を見込む
- → 対応が遅れれば、成長機会を 失うだけでなく、廃棄物処理の 海外依存の可能性

出所) 経産省資料

③-2 具体的対応策

経産省が、本戦略を策定した背景としては、③-1で示した問題意識の他、EUが、7つの重点分野を特定し、規制(法令整備)と支援(多額の資金支援)の両輪で環境整備を既に実施しているのに対し、我が国は、「環境活動としての3R」から、「経済活動としての循環経済」への転換を打ち出しているに留まっており、早急に具体的な政策を構築し、CEを現実的な軌道に乗せたいという意図があると考えられる。

具体的な対応策として示されているのは、 図 15 のとおり、第一に規制、ルールの見直 し、第二に支援策の具体化、第三に、関係主 体の連携の強化である。

a. 競争環境整備としての規制、ルールの見 直し

4R (3R+Renewable) 政策を深掘りし、現行の資源有効利用促進法の対象項目への太陽

光パネルやバッテリー等の追加、循環配慮 設計の拡充、実効化等を検討する。また、製 品安全強化策を検討しながら、資源のロン グライフ使用につながるリコマース市場を 整備する。

また、現在の資源循環に係る政策体系は、 3Rを中心としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とする CE 型に政策体系を刷新するため、資源有効利用促進法の改正等を検討するとしている。

b. CE ツールキット (政策支援)

CE 投資支援として研究開発・実証・設備 投資への支援や、DX 化支援、標準化支援、 スタートアップ・ベンチャー支援を行なう。

これらの財源としては、GX 経済移行債として 2023 年度より 10 年間で 20 兆円規模の国債を発行するもののうちから、2 兆円を当てる。

c. 関係主体の連携強化

CE への移行を実現するに当たっては、個 社だけの取組だけでは難しいことから、関 係主体の連携が不可欠との認識のもと、産 官学のパートナーシップ(国、地方公共団 体、企業、業界団体、関係機関、関係団体等 が参画)を立ち上げる。ここでは、CE 実現 に向けたビジョン、ロードマップの策定、循 環の実態を可視化する CE 情報流通プラッ トフォームの構築についての検討を皮切り にして、その他の個別テーマについても順 次検討をしていく。

図 15 成長志向型の資源自律経済戦略の具体的対応策

ギア① 競争環境整備 (規制・ルール)



ギア② CEツールキット (政策支援)



ギア③ CEパートナーシッフ



4 R政策の深堀り

- 循環配慮設計の拡充・実効化
- ✓ 循環資源供給の拡大:効率的回収の強化
- ✓ 循環資源需要の拡大:標準化・LCAの実装 ✓ 表示の適正化 : 循環価値の可視化
- ✓ リコマース市場の整備 :製品安全強化 等

海外との連携強化

- クリティカルミネラルの確保
- 規制・ルールの連携(プラスチック汚染対策 (UNEP)、CEの国際標準化(ISO)、情報流 通プラットフォーム構築等)

CE投資支援

- ✓ 研究開発·PoC(概念実証)支援
- ✓ 設備投資支援(リコマース投資支援を含む)

DX化支援

- ✓ トレサビ確保のためのアーキテクチャ構築支援 ✓ デジタルシステム構築・導入支援
- 標準化支援
- ~ 品質指標の策定支援
- ✓ リスクマネーの呼び込み (CE銘柄)
- スタートアップ・ベンチャー支援
- 民:野心的な自主的目標の設定と コミット/進捗管理
- 官:競争環境整備と目標の野心度に 応じたCEツールキットの傾斜的配分
- ビジョン・ロードマップ策定
- 協調領域の課題解決
 - ✓ CE情報流通プラットフォーム構築、標準化、 広域的地域循環等のプロジェクト組成・ユー スケース創出
- CEのブランディング
 - ✓ CEの価値観の普及・浸透、教育、経営方針等

出所)経産省資料

2-2-3-6 G7 広島コミュニケ、骨太の方針

① G7 広島コミュニケ

こうした中、我が国の積極的なコミット メントもあり、G7では、CEの理念は共有さ れることとなった。

我が国は、2021年のG7気候・環境大臣会 合において「循環経済及び資源効率性原則 (Circular Economy and Efficiency Principles, CEREP)の作成を提案し、合意 され、2023 年 4 月に開催された G7 気候・環 境大臣会合で、「循環経済及び資源効率性原 則(CEREP)」が採択された。

同年5月に開催されたG7広島サミットで は、首脳コミュニケで以下のように明記さ れ、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のな い、ネイチャーポジティブな経済へ転換す ることがコミットされた。

「我々は、持続可能で包摂的な経済成長及 び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、 経済・社会システムをネット・ゼロで、循環 型で、気候変動に強靭で、汚染のない、ネイ チャーポジティブな経済へ転換すること、 及び 2030 年までに生物多様性の損失を止 めて反転させることを統合的に実現するこ とにコミットする。

我々は、バリューチェーンにおける資源効率性及び循環性の向上が一次資源の使用量を削減し、気候変動やその他の環境目標の達成に貢献することを強調し、ステークホルダー、特に企業に対し、そうした行動を強化することを奨励する。したがって、<u>我々は、循環経済・資源効率性原則(CEREP)を</u>支持する。」

② 骨太の方針への反映

また、2023年6月に閣議決定された経済 財政運営と改革の基本方針(いわゆる「骨太 の方針」)2023では、CE(循環経済)の実現 に取り組むこと、資源循環市場の創設を支 援する制度の導入が、以下のとおり明記さ れた。

「第2章新しい資本主義の加速

- 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行
- (2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速

環境制約・資源制約の克服や経済安全保障 の強化、経済成長、産業競争力の強化に向 け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に取り組む。また、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

※動静脈連携:生産から小売に至る「動脈産業」と消費後のリサイクル等の「静脈産業」の連携。資源循環市場:再生材の価値を市場で適切に評価し、再生材の活用を拡大することを含む。」

2-2-3-7 政府施策の急速な展開

このような状況のもと、政府の動きも加速していく。

① 岸田首相発言、CE に関する車座対話

2023年8月、岸田首相は、富山県を訪問した際(資源循環関係の事業者を視察、図16)、「地方活性化の観点からも、サーキュラーエコノミーの視点は重要」等と発言、10月に関係者を招き、「サーキュラーエコノミーに関する車座対話」を実施した(図17)。

図 16 岸田首相の資源循環関係の事業者(ハリタ金属株式会社)現場視察



出所)環境省資料

図 17 サーキュラーエコノミーに関する車座対話



出所)官邸資料

同じく10月には、岸田首相は、閣議後、環境大臣、経済産業大臣及び関係省庁幹部と打ち合わせを行ない、CEの取組を強化、具体的には、①すぐ着手すべき取組について経済対策に盛り込む②関係省庁が協力して産学官連携強化を進める③予算拡充、関連制度の見直しに着手する等の指示を行なった。

② 総合経済対策での位置付け

2023 年 11 月に閣議決定された「デフレ 完全脱却のための総合経済対策」では、以下 のとおり具体的な施策が盛り込まれている。 「第2章 経済再生に向けた具体的施策 第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続 的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

- 3. 経済の回復基調の地方への波及及び経済 交流の拡大
- (3) GX・DX の推進及び AI の開発力強化・ 利用促進に資する基盤整備

サーキュラーエコノミーの実現を目指し、 地方創生の観点も踏まえつつ、産官学連携 のパートナーシップの活動、資源循環に係る研究開発から実証・実装までの投資支援の拡充、動静脈連携の加速に向けた制度整備、2024年夏を目途とした『循環型社会形成推進基本計画』の見直しの検討に取り組む。食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進及び新たな国民運動『デコ活』によるライフスタイル変革に取り組む。」

③ 環境省、経産省の対応

経産省は、資源有効利用促進法等の改正を行ない、3R、CEに関する関連法制を拡充・強化の検討を行なうことを目的として、

9 月に有識者からなる資源循環経済小委員会を立ち上げた、また、CE に関する産学官のパートナーシップを立ち上げ、9 月より会員の募集を開始した。会員数は、12 月 20 日時点で307者(企業:231社、業界団体:17団体、自治体:13自治体、大学・研究機関:16機関、関係機関・関係団体:30機関)となっている。12 月 22 日には、経済産業省、環境省共催で、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ(サーキ

ュラーパートナーズ《英語名: Circular Partners、略称: CPs》)」の活動の立ち上げイベント・第1回総会が開催された。ここでは、委員16名から構成されるガバニングボード及び3つのワーキンググループ(ビジョン・ロードマップ検討WG《座長:細田衛士東海大副学長》、CE情報流通プラットフォーム構築WG《座長:梅田靖東大大学院教授》、地域循環モデル構築WG《座長:野田由美子ヴェオリア・ジャパン会長》)の設置が決定された。令和6年度予算要求として、産官学連携によるCE加速事業(4億円)を要求している。

環境省は、2024年に策定予定の第5次循環型社会形成推進基本計画に、地方創生、産業競争力強化、経済安定保障への貢献を盛り込みつつ、循環経済への移行を明記し、循環経済への移行に向けたマイルストーン(素材ごとの方向性や数値目標)やその実現のための施策を明記すべく検討を行なっている。

以上に示した我が国における CE 政策の 経緯の概要は、表3のとおりである。

表3 我が国における CE 政策の経緯の概要

年月	イベント
1990	環境庁(当時)が開催した「環境保全のための循環型社会システム検討会」で「循環型社会」を提言
1999	経産省「循環経済ビジョン」策定
2000	環境省「循環型社会形成推進基本法」制定
2001	経産省「資源有効利用促進法」全面改正施行
2018.6	環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
2019.5	プラスチック資源循環戦略公表
2020.5	経産省「循環経済ビジョン 2020」策定
2020.9	脱炭素化社会に向けた連携強化で環境省と経団連合意
2021.1	環境省・経産省「CEに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」公表
2021.1	環境省と経団連、循環経済パートナーシップの創設について合意
2021.3	環境省・経産省・経団連による「循環経済パートナーシップ (J4CE) 」創設
2021.5	G7気候・環境大臣会合において「循環経済及び資源効率性原則(Circular Economy and Resource Efficiency Principles, CEREP)」の作成を日本が提案し合意
2021.6	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」成立。2022年4月施行
2021.8	循環経済パートナーシップ (J4CE) 注目事例集発刊・WEBサイト開設
2022.5	経産省産業構造審議会総会で「成長志向型の資源自立経済の確立」が提言
2022.9	環境省「循環経済工程表」とりまとめ
2022.10	経産省「成長志向型の資源自立経済デザイン研究会」を立ち上げる
2023.2	経団連「サーキュラー・エコノミーの実現に向けた提言」公表
2023.3	経産省「成長志向型の資源自律経済戦略」策定公表
2023.4	G7気候・エネルギー・環境大臣会合で、「循環経済及び資源効率性原則(Circular Economy and Resource Efficiency Principles, CEREP)」採択
2023.5	G7広島コミュニケ
2023.6	骨太の方針
2023.10	岸田首相、経産大臣、環境大臣、7名の有識者とCEに関する車座対話を実施
2023.10	岸田首相第212回国会における所信表明演説
2023.11	デフレ完全脱却のための総合経済対策 (閣議決定)
2023.12	経産省、環境省共催で「CEパートナーズ」第一回総会開催
2023.12	令和6年度予算要求
2024.6	第5次循環型社会形成推進基本計画(閣議決定)策定予定

出所) 筆者作成

2-3 本論の問題意識とリサーチクェスチョン

本章では、まず、PPP/PFIにおいてステークホルダーエンゲージメント理論というホリスティックアプローチが活用されはじめた背景にについて触れ、そのようなホリスティックアプローチを採ったが故に成功した事例である横浜市のG30の事例について整理した。次ぎに、サーキュラーエコノミーについて、EU、そして我が国での施策の展開について概観し、これらの施策が、環境政策、産業政策、なかんずく特に産業政策的な観点から組み立てられていることを明らかにした。

一方で、第一章で触れたとおり、サーキュラーエコノミーを真に社会に実装していくためには、環境政策、産業政策といった枠組みのみでとらえるのではなく、リニアエコノミー(線形経済)を基軸にして構築されてきた既存の社会システム自体を変革していく必要があるのではないかと考えられる。このような観点から検討していく場合、行政、民間企業といったステークホルダーのみならず、コミュニティ、市民といった社会システムを構成している多様なステークホルダーが関与し、協働していくことにより、変革のプロセスが進捗していくという構造に着目すること、即ち、ホリスティックなアプローチは、必要不可欠ではないかと考える。

そこで、以上を踏まえ、本論のリサーチク エスチョンを次のとおり設定する。

1. サーキュラーエコノミーを真に社会に実装していくためには、サーキュラーエコノミーを環境政策、産業政策の枠組みのみで

とらえるのではなく、リニアエコノミーを 基軸にして構築された既存の社会システム 自体を変革していく必要があると考えられ る。このような社会システム自体の変革は 具体的にはどのような手順で進めていくべ きか。本論で示したホリスティックなアプローチが、適用されている事例はあるか。ま た、その場合、このアプローチを推進するの に重要な要素は何か。

2.1、の結果も踏まえたうえで、サーキュラーエコノミーを包摂した都市政策は如何にあるべきか。

3. 検討の方法

本論では、具体的な検討方法として、CE を推進している欧州の諸都市(具体的には、 アムステルダム市とロンドン市)の事例と 我が国で CE を推進している横浜市の事例 の比較分析検討という定性的な手法を用い ることとする。アムステルダム市及びロン ドン市は、全てのステークホルダーの関与 を前提として CE を推進している事例とし て知られている。一方の横浜市も後掲のと おり、CEの推進にあたり、ただ単に環境政 策、産業政策の観点のみならず、市民・企業 等の行動変容を促すことにより地域課題の 解決も視野に入れているとしており、欧州 諸都市との共通の要素をみてとることがで き、本論で設定したリサーチクエスチョン の解明に適した事例であると判断した。事 例研究に当たっては、公表資料等によるほ か、横浜市については、市担当者にインタビ ューを行ない、欧州諸都市については、有識 者にインタビューを行ない、フィードバッ

クを行なうことにより、「三角測量」による バイアスの回避に努めた。

4. アムステルダム市等欧州の諸都市と横 浜市の比較事例研究

4-1 アムステルダム市等欧州諸都市の事例 4-1-1 アムステルダム市の事例

アムステルダム市は、人口 921,402 人 (2022年) であり、憲法上のオランダの首都(首都機能の大半は、デン・ハーグに存在) であるviii。

オランダは、EU が第一次 CE 行動計画を 定めた 2015 年の翌年の 2016 年に、2050 年 までに社会全体を CE 化 (100%CE 化) すると 宣言した。EU 統計によると、2021 年の EU 全体の循環型素材利用率が 11.7%であるの に対してオランダのサーキュラリティ(循 環率)は EU 加盟国の中で最も高い 34%となっている ix等、EU の諸国の中でも CE 先進国 といえる。その結果ということもあるのか、 オランダ企業のフィリップスは、CE 事業だ けで全体の収益の 15%程度を占める程度に 至っている。

アムステルダム市は、2015年に、CEに係る詳細な調査を実施し、オランダ政府と同じく、2050年までに社会全体をCE化(100%CE化)するという目標を掲げた。その後アムステルダム市は、同市に本拠地をもつサーキュラーエコノミー推進団体であるCircle Economy(欧州開発銀行、BMWファンド等が出捐し2011年に設立。アムステルダム市の他欧州15都市以上と協働している)と連携し、2019年6月に、「アムステルダム市サーキュラー戦略2020-2025」を公

表した。アムステルダム市は、マテリアル・フロー・アナリシス(資源流動分析)という手法を用い、建設業からの廃棄物が全体の約23%を占めていることを導出した。同戦略では、建設業からの廃棄物の他、食品廃棄物、消費財を重点分野として整理し、2030年までに使用される第一次原材料の50%を削減するとしている、

また、本戦略が特徴的なのは、英国の経済 学者であるケイト・ラワースの協力を得て、 彼女が提唱する経済の概念である「ドーナ ッツ経済」を戦略の中核に据えていること である。ドーナッツ経済の概念は、図18の とおり、二重の円(ドーナッツ)を用いて、 小さい円の内側は最低限保障されなくては ならない社会的な土台であり、誰一人とし てこの部分が不足してはいけないものとす る。ラワースによれば、基本項目は、12で あり、食糧(十分な食糧)、水と衛生(上水 道と衛生設備)、エネルギー(エネルギーの 利用《空気を汚さない調理設備》)、教育、健 康(医療)、住居(人間にふさわしい住居)、 所得と仕事(最低限の所得と人間らしい仕 事)、ネットワーク(情報通信と社会的な支 援のネットワーク)、男女の平等、社会的平 等、政治的発言力、平和と正義を掲げてい る。そして、これらの項目は全て SDGs に含 まれており、そのほとんどが2030年までの 達成を目標としている。一方、大きい円の外 側は、環境の上限を示している。この境界線 は9つの項目から成り立っており、ラワー スによれば、それは、2009年、ヨハン・ロ ックストロームとウィル・ステファンに率 いられた地球システム科学の国際的な研究 グループによって提案された地球環境の許 容限界による。具体的には、海洋酸性化、化 学物質汚染、窒素及び燐酸肥料の投与、収水、土地転換、生物多様性の喪失、大気汚染、オゾン層の減少である。ラワースがこのドーナッツ経済モデルで提唱しているのは、このドーナッツの外線と内線に挟まれた安

全で公正な範囲に収まることが必要ということである。また、ラワースは、21世紀の経済成長のイメージも「CDPの果てしない成長」から「ドーナッツのバランスのとれた繁栄」へと変るべきとしている。

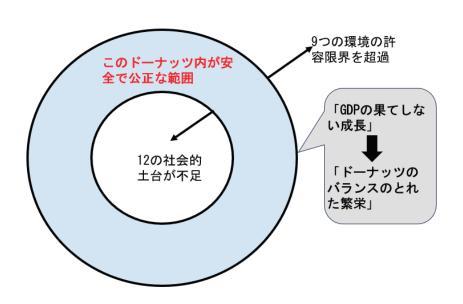


図 18 ドーナッツ経済の理念

出所) ドーナッツ経済(2021) をもとに筆者作成

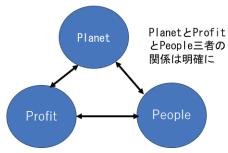
1994年、英国の John Elkington 氏は、持続的な経営には、「経済的側面」だけではなく、「環境的側面」、「社会的側面」が欠かせないとするトリプルボトムラインを提唱し、その後この考えは、Profit、Planet、Peopleという3つのPとして企業が持続的な経営を行なう上で欠かせない理念として採用が広まった。

EUにおける CE は産業政策的色彩が強く、この三つの P のうち、Profit と Planet とのつながりは明確に示しているが、People とのつながりは必ずしも明確ではなかった。図 19 のとおり、アムステルダム市の「ドーナッツ経済」採用の試みは、People とのつながりを明確にすることを試みているという意味で、ユニークなものといえる。

図193つのPの関係

Flanet PlanetとProfit との相互作用は明確 Peopleとの関係 は不明確

アムステルダムの「ドーナッ ツ経済を採用したCE



出所) 筆者作成

本戦略では、第1章 イントダクション、第2章 趣旨に続く第3章として、ドーナッツ経済について触れている。その中では、アムステルダム市において、ドーナッツ経済を採用したCEを実現するために、全ての参画するステークホルダーを結集するプロセスがデザインされているとしている。50人以上の市職員と3つの重点分野に関わる100以上のステークホルダーが結集され、プロセスを進行していく際に踏むべき段階ごとに多様なステークホルダーが参画するワークショップが開催される。

また、第4章 アムステルダムのCEの目指すべき方向では、CEを推進する梃子(レバー)の一つとして、システム思考(Systems Thinking)を掲げている。アムステルダム市は、CEへの移行には、システム自体の変化が不可欠としているが、このような課題に取り組む際には、総体的に物事にアプローチが重要としている。ここでは、ホリスティックなアプローチについて、新たなシステムに移行するにあたり生じるシステム内の影響の相互作用を、総体的に分析し探索することと

説明している。そしてこのようなアプローチを取るためには、全てのステークホルダーの包摂、関与、連携が必要としているのである。その一方、CE は雇用を創出するものであり、梃子の一つとして、円滑な雇用創出のために教育トレイニングプログラムの整備も掲げられている。

第4章では、具体的な政策手段も掲げて いる。規制、立法行為(ルールの制度化)、 財政的なフレームワーク (税制、融資等)、 直接的な財政支援(補助金、CE フレンドリ ーな調達)、経済的なフレームワーク(EUや オランダ国政府の支援措置等を積極的に活 用)、知識・助言・情報、ガバナンスが挙げ られているが、これに加えて、協働するため のプラットフォームやインフラストラクチ ュアも挙げている。このようなプラットフ オームにより、知識、データ、グッドプラク ティス等の情報がステークホルダーとの間 で共有されることにより、行政の透明性が 確保され、さらに、裨益したスタートアップ 企業等が主体的に活動できる (empowerment) ことが可能となるとしている。

また、同市は、ステークホルダーと様々な 取組を実践しつつ、協働していくプロセス で学んでいく「Learning by Doing」(まず は行い、そこから学んでいく)をモットー としているとされている。

それぞれの製品やプロセスの環境負荷のレベルについては 2020 年に公表された「Amsterdam Circular Monitor」に示されているが、その後、より詳細な資源のフローについて、2022 年に定量的にデータとして公表されており、さらにアムステルダムのCE 施策の効果測定を行なうことができる指標も開発中とのことであるxi。

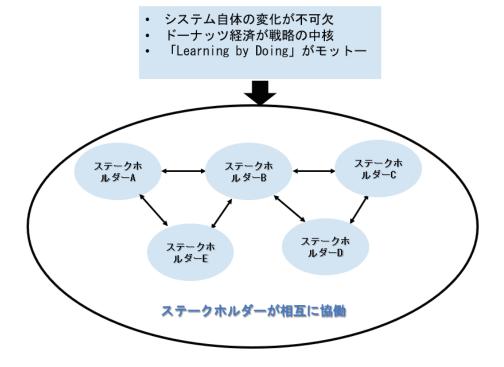
アムステルダム市では、Amsterdam Donuts Coalition という市民が中心となり(コミュニティメンバー1294名)、市民へのドーナッツ経済の普及啓蒙を主たる目的として活動している主体も存在するxii。

また、2020年3月には、アムステルダム市の現在の状況をドーナッツ経済の枠組み

におとしたシティ・ポートレットが、「Amsterdam City Doughnut」として公表された。

2018年に初の女性市長として就任したフェンケ・ハルセマ氏 (環境保護政党グリーンレフトの元党首) は、昨年、来日した際、「循環経済はコミュニティに重点を置いており、社会的な方法で社会を変革するもの」と発言している。同行した廃棄物管理会社の CEOであるエバート・リヒテンベルト氏も「自治体、企業、市民、全てのステークホルダー同士がたくさん議論を重ねていくのがオランダ流のやり方」と述べておりxiii、CEをホリスティックなアプローチによりステークホルダーの協働、共創により実現していくという理念はトップも含め市全体に浸透しているようである。アムステルダム市のステークホルダーの協働モデルを図 20 に示す。

図 20 アムステルダム市のステークホルダーの協働モデル



4-1-2 ロンドン市の事例

ロンドン市(行政区として the Greater London Authority《以下「GLA」という》が管轄するエリア)は、人口898万2256人(2019年現在)xivであり、32の特別区(borough)から構成されている。

ロンドン市での CE の推進は、ReLondon (リロンドン、旧 London Waste and Recycling Board 《LWARB》)によりなされている**。このリロンドンという組織は、廃棄物と資源管理の向上と低炭素社会への移行の促進を目的としたロンドン市長と特別区のパートナーシップである。リロンドンは、the Greater London Authority Act 2007に基づき設置され、ボード(理事会)は、特別区職員出身者、民間出身者等からなる8人の理事から構成されている。

ロンドン市では、CE は、ロンドン市長からの依頼を受けてリロンドンが、2015年に「Towards a circular economy (サーキュラーエコノミーへ向かって)」を策定・公表したことから始まっている。リロンドンは、この報告書をベースとしながら2017年6月に、2036年までのロンドンの CE への移行の道筋を示した「Circular Economy Route Map」を公表した。ロンドンの CE 施策は、このルートマップに即して進められている。リロンドンの CE への対応は、大きく4つのステークホルダーに対応する形でなされている。第一に、特別区、第二に、民間企業特に中小企業、第三に、社会起業家、そして、第四に市民である。

特別区は、市民等に直接接するいわば基礎的な自治体であることから、廃棄物の削減やコミュニティの自律的な CE の実践を推進していく立場にある。リロンドンは、具体的なツールの提供も含め、これらに対し政策立案支援等の様々な支援を行なっている。

民間企業特に中小企業に対しては、CEへの移行支援プログラムの実施や、GLAとの提携により サーキュラーエコノミーに特化したファンドを立ち上げ、金融的支援を行なっている。

社会起業家については、400以上のビジネスを既に立ち上げ、CE ビジネスモデルを拡大しているとしている。リロンドンの試算によれば、2030年までに 284000の雇用が創出されることが見込まれている。これらの社会起業家との接点の方式は多様であり、オンラインの参加希望フォームもあれば、コンシェルジュサービスもある。また、直接リロンドンが企業や店舗を訪問してアピローチすることもある。

市民に対しては、直接には、「London Recycles」キャンペーンを行なっている。最近、キャンペーンには、「修理して使用」もその内容に含まれることとなった。これらは地元の修理業者との連携により行なわれている。

このように、リロンドンのステークホルダーとの協働は、市民、コミュニティとの関係は基礎的な自治体として特別区が行なうものであるから、社会起業家も含めた民間企業との間でなされるものが中心と拝察さ

れる。ロンドン市のステークホルダーの協 働モデルを図 21 に示す。

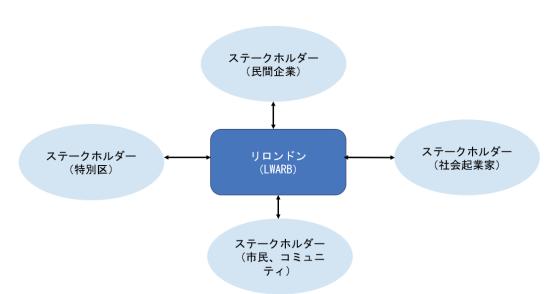


図 21 ロンドン市のステークホルダーの協働モデル

ステークホルダーは個別にリロンドンと協働

出所) 筆者作成

4-2 横浜市の事例

4-2-1 横浜市を比較事例研究の対象として 選定する理由

横浜市の廃棄物政策(G30等)については、 既に 2-1-2 で触れたとおりであり、市民、 民間事業者も含めた全てのステークホルダ ーを包摂したホリスティックなアプローチ によって、廃棄物 30%減量という目標をわず か3年で達成した。

一方、横浜市では、2008年に官民連携を促進することを目的とした共創推進事業本部 (現在の共創推進室)を設置し、官民連携による行政課題、社会課題の取組についても、海外事業も含め積極的に展開している。「共創」と、横浜市では呼ばれているこの官民連

携の取組は、横浜市の市政推進の方針である中期計画にも明記されており、横浜市の行政を進める上での基本方針の一つとなっている(町田, 2017)。

横浜市では、2022年12月に策定した「横 浜市中期計画2022-2025」で、9つの戦略の 一つとして「Zero Carbon Yokohamaの実現」、 また、それを実現していく政策「脱炭素社会 の推進」及び「持続可能な資源循環の推進」 を掲げ、「サーキュラーエコノミー(循環経 済)の構築」に取り組んでいる。

中期計画では、さらに、その内容として、「プラスチックリサイクルの拡大や食品ロスの削減、下水道資源の更なる活用など資源循環の推進とともに、地域における脱炭素化の取組支援、産業の育成や農業の地産地消など、市民・企業等の行動変容を促すこ

とで、地域課題の解決にもつながるサーキュラーエコノミーを構築し、市内経済の循環と持続可能な発展につなげます。」と提示している。

このように横浜市では、CEの推進にあたり、ただ単に環境政策、産業政策の観点のみならず、市民・企業等の行動変容を促すことにより地域課題の解決も視野に入れているとしており、CEの政策展開について、アムステルダム市等欧州諸都市との共通の要素がみてとれる。

本論では、アムステルダム市等欧州諸都市との比較の観点から、ここで示されている地域における取組に焦点を当て、「一般的なサーキュラーエコノミーが、資源・製品のリサイクルを中心に展開しているのに対して、資源や製品に限らずひとのエンパワーメントとまちの持続可能性にも着目」して取り組んでいる共創推進室の取組につき焦点を当て、事例研究を行うこととする。

4-2-2 施策実施に至る経緯

横浜市では、このような施策を、「サーキュラーエコノミープラス」と呼び、リビングラボによる施策の展開という戦略をとっている。そこで、まず、リビングラボとは何かについて触れていく。

4-2-2-1 リビングラボとは

リビングラボとは、オープンイノベーションを進める手段として、サービスの利用者である生活者とサービスの提供者である企業・行政が共にサービスを創る(共創する)方法論とされている。 言い換えれば、製品・サービス開発の過程に利用者を積極的に巻き込み、利用者と共にアイディアを

創出していくものである(木村・赤坂, 2018)。ユーザーを課題設定の段階から巻き込み、必要な製品・サービスのプロトタイプを構築しながら、生活環境の中で実証することで改良し、長期的な視点で課題の解決を志向していくための手法ということになる(坂田・平井, 2021)。

このようにリビングラボとは、特に、民間 企業の製品開発について、多様なステーク ホルダーを巻き込んで行なっていく手法と して活用されることが多いようである。

木村・赤坂(2018)によれば、リビングラボ という概念自体は、そもそもは米国で生ま れたものである。技術的システムと社会的 システムとは密接な関わりがあり、両者を 切り離すことはできないという考え方等に 由来する。リビングラボという単語自体は、 マサチューセッツ工科大学教授であり、建 築家の William J. Mitchel により提唱され たといわれている。その後、1990年代に欧 州にわたり、2000年に欧州最初のリビング ラボである Testplace Butania が導入され た後、各国に広がり、2006年にEUの議長国 であったフィンランド主導で、19のリビン グラボにより ENoLL (European Network of Living Lab) が設立された(木村・赤坂, 2018)。このように欧州を中心として発展し たリビングラボの概念は、日本においても 2010年代から広まり、各地で実践されるよ うになった。

このようなリビングラボの特徴は、図 22 に示すとおり、ステークホルダーが一堂に会して、具体的で実行可能な解決策を継続的に共創するプロセスであることにあるとされる。あくまでプロセスに着目した概念であり、特に具体的な「場」が必要な概念で

はない。大きな特徴は、ステークホルダーが 継続的に巻き込まれるところにある(坂田・ 平井, 2021)。

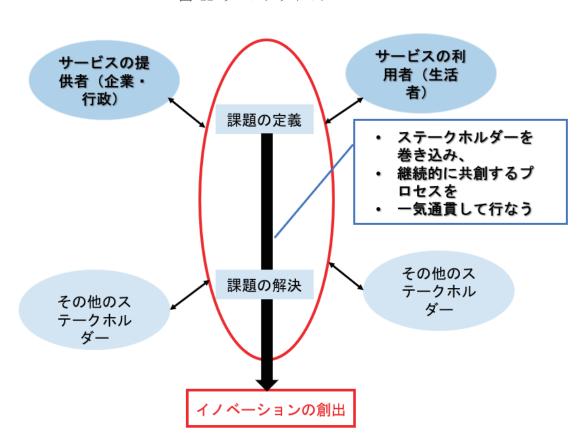


図 22 リビングラボのプロセス

出所) 坂田・平井(2018) をもとに筆者作成

坂田・平井(2021)では、リビングラボの先進的な事例としてデンマークの事例を挙げている。デンマークは、表4のとおり、イノベーションが進んだ国を示す指標(Global Innovation Index(GII)xviで、ランキング上位(2023年で9位;ちなみに日本はシンガポール、韓国、中国に劣後し、第13位)であり、このイノベーション大国を支える手法として活用されているのが、リビングラボだとされている。典型的事例として挙げられているのが、デンマーク第3

の都市であるオーデンセ市の路面電車開発 プロジェクトであり、ユーザーとしてハン ディキャップのある人々が、列車の色の決 定に参画した。その結果、視力に問題のある 彼らでも暗い冬でも見分けがつくよう、当 初の灰色からライトベージュに変更になっ た。このようにデンマークのリビングラボ では、ユーザー関与の在り方として、 Influence(意思決定に影響を及ぼす)レベ ル (デンマークでリビングラボの関係を主 に受託している民間コンサルタントが設定 するユーザー関与のレベルの度合いは、A. Information 、 B. Inspiration 、 C. Involvement、D. Influence の 4 段階に分けられ、後者ほど関与の度合いが高くなっている)での参画が求められている。また、デンマークのリビングラボは、製品、サービ

スの開発に留まらず、課題が発生した際に、 必要に応じて製品・サービスを開発・修正し ながら、ステークホルダーを巻き込みその 課題を解決していくという一連のサイクル を継続して回すことのできる仕組みの構築 に重点を置いている。

表 4 Global Innovation Index(GII)上位 20 位までの国々(2013 年)

	GII rank	Economy	Score	Income group rank	Region rank
	1	Switzerland	67.6	1	1
	2	Sweden	64.2	2	2
	3	United States	63.5	3	1
	4	United Kingdom	62.4	4	3
デンマーク	5		61.5	5	1
	6		61.2	6	4
	7	Netherlands (Kingdom of the)	60.4	7	5
	8	Germany	58.8	8	6
D+ <	9	Denmark	58.7	9	100 / 100 m
日本	10	Republic of Korea	58.6	10	2
	11	France	56.0	11	8
	12	China	55.3	1	3
2	13	japan	54.6	12	4
T. Control	14	Israei	54.3	13	
	15	Canada	53.8	14	2
	16	Estonia	53.4	15	9
	17	Hong Kong, China	53.3	16	5
	18	Austria	53.2	17	10
	19	Norway	50.7	18	11
	20	Iceland	50.7	19	12

出所) GlobalInnovation Index 2023 を元に筆者作成

また、坂田・平井(2021)は、リビングラボは、我が国では、主に長期的な社会全体の課題解決を様々なステークホルダーが協働して行うものとして活用されることが多いとしている。また、このような場合、単年度予算に縛られる地方公共団体よりも、長期的な視点で経営と紐付けて課題設定できる民間企業が主導的な立場を取るべきではないかとしている。

4-2-2-2 横浜市におけるリビングラボの立 ち上げ

2016年12月、政府は、ビッグデータの活用等新たなITデータに関わる必要性に対応するため、官民データ活用推進基本法を公布施行し、都道府県には、「都道府県官民データ活用推進計画」の策定を義務付け、市町村(特別区を含む)には、「市町村官民データ活用推進計画」の策定を努力義務とした。

横浜市でも、このような国の動きに対応するため、データ活用を行ない、民間企業等との先進的な取組を庁内横断的に検討、推進する組織として、横浜市官民データ活用推進基本条例に基づき、2017年4月に「オープンイノベーション推進本部」を設置した。2018年5月には、横浜市官民データ活用推進計画が策定される。

このような状況のもと、社会課題に対する対応についても何らか新しい対応を行なうことが求められていた。

21世紀に入り、女性は、家事・育児・介護といったいわゆる主婦的な役割から経済活動の担い手としてその役割を大きく変えつつあった。政府も少子高齢化に伴う経済活動の担い手不足といった状況もあり、このような潮流を後押ししていた。一方、社会課題、地域課題は多様化、複雑化し、様々なスキルやノウハウを有する民間企業との連携が従来にも増して必要不可欠となっていた。

このような社会課題に対応する際の従来の横浜市のアプローチは、町内会等の既存の組織に働きかけるものであった、しかしながら、このような町内会等の活動は、主に高齢者や主婦のボランティアによって担われており、複雑化した社会課題に対しては、このような住民のボランティア活動だけでは対応しきれないものとなっていた。学生や30代~40代の働き盛りの女性を含む市民への働きかけへと大きく舵を切る必要があったのである。また、横浜市がワークショップの実施を行なっても、参加するのは、NPOが多く、案ができてもリソースの制約があり、事業化まで到達しないケースが多かった。事業化まで着実に発展させることが

できる民間企業の参画も必要不可欠であったのである。

「オープンイノベーション推進」を行な うにあたり具体的な対応策が求められてい た。

このような中、図23のとおり、リビングラボの立ち上げが実施されていったのであった。2018年5月、(株)ソーラークルーK氏を含む6名が理事となり、(一社)YOKOHAMAリビングサポートオフィス(以下「LLS」という。)が設立される。リビングラボは、地域に根ざした中小企業が中心となって、連携しながら、ビジネスとして社会課題、地域課題を解決していくもので、民間主導で、行政はその支援をするに留まる。LLSは、様々な専門家とともに、社会課題、地域課題の解決をビジネスとして行なっていくことを支援するものであった。

そして、2019年4月に、K氏がビジネス として行なってきた空き家の有効利用の経 験、また、廃棄されたプラスチックゴミを地 域のボランティア活動として収集し再生し て作成した T シャツ、エコパックを、地域 住民が好んで購入していく経験を踏まえ、 LLC が掲げたビジョンが、「サーキュラーエ コにミープラス」であった。当時「サーキュ ラーエコノミー」という用語は、廃棄物等の 資源循環の在り方としてして広まっていっ た時期であったが、K氏には、人、そして地 域のコミュニティの積極的な関与こそが 「サーキュラーエコノミー」の実現には不 可欠ではないかという強い思いがあった。 これがこのビジョンを「サーキュラーエコ ノミープラス」と命名した由縁であったxvii。 横浜市もこのような「サーキュラーエコノ ミープラス」という LLC の理念を共有し、

リビングラボは、「サーキュラーエコノミープラス」を推進する拠点として位置付けられていくことになる。

図 23 横浜市におけるリビングラボ

横浜市における地域活動の現状

市民活動や町内会活動の主体

高齢者や主婦

学生など若い方や30~40代の働き盛りの

地域の事業者などの参加が求められている

事業者の地域活動参加

ボランティア



ビジネスの視点をもった地域への関わり方が 求められている

横浜型リビングラボ



- ◆ **多様な官民の主体が連携**し、対話や実証実験によって、深刻化する地域課題に対する新たな解決 策を生み出すための事業
- ◆ 地域の民間主体(主に地域生業企業)が、課題解決を行政に委ねてしまうのではなく、共創的なビジネスモデルを生み出すことによって成し遂げようとする取組
- ◆ SDG s の視点を踏まえ、データと最新のテクノロジーによって、**地域循環型経済**を広く展開していくための公民連携による活動

出所)横浜市資料

4-2-2-3 横浜市脱炭素条例の制定

経産省が、「環境経済ビジョン 2020」を 2020 年に策定し、経済界も含めた CE の気 運が高まりつつあった 2021 年 6 月、横浜市 会で、議員立法により、「横浜市脱炭素社会 の推進に関する条例」が制定された。

この条例では、「脱炭素社会の推進に当たっては、経済を縮小させることなく、関連する産業を新たな成長産業として発展させる」ことを目指すとし、また、「誰一人取り残されない社会の実現のためにも、次世代に対して責任を全うするともに、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続的な発展を図る」等のため、この条例を制定するとしている。

また、第7条では、横浜市は、脱炭素社会の形成の推進に関する基本計画を策定するものとし、その中で、「脱炭素社会の形成の推進に関連する産業の育成及び集積その他の市内経済の循環及び持続可能な発展に資する施策」を定めることを規定した。脱炭素社会の実現という文脈の中で、「市内経済の循環」という概念が、横浜市において、はじめて明確に位置付けられたのである。

背景には、青年会議所を中心とした横浜市の経済界のCE(循環経済)への理解と支持があったxviii。経団連が環境省、経産省とともに推進したCEの取組が次第に浸透していったことも寄与していると推測される。

また、2021 年 8 月に新たに Y 市長が就任 した。Y 市長は、CE を含めた環境問題にも 理解がある人物であった。

4-2-2-4 リビングラボを通じた循環経済 (サーキュラーエコノミー)を推進するた めの協定の締結

このように、横浜市でCEへの気運が高まる中、2021年12月、リビングラボを通じた循環経済(サーキュラーエコノミー)を推進するための協定が締結された。

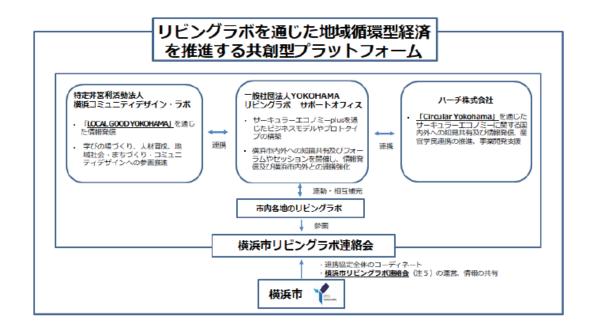
リビングラボを通じ、従来から「サーキュラーエコノミープラス」の取組を行なってきたLLSとグローバルなCEについての知見を有する(株)ハーチ及び横浜市と、インターネットによるプラットフォームを構築している等横浜市内外に様々なネットワークを有する特定非営利法人横浜コミュニティデザイン・ラボが協定を締結し、市民、民間企

業に対する情報発信、情報共有、普及啓蒙を 推進することとした(図24)。

4-4-2-2で触れたとおり、サーキュラーエコノミープラスは、LLSが掲げたビジョンであり、地域に根ざした中小企業が中心となって、リビングラボという場をつくり、既存の町内会的な組織ではとらえきることのできない働き盛りの女性、市民といったステークホルダーと連携しながら、ビジネスとして、サーキュラーエコノミーにつながる社会課題、地域課題を解決していくものである。

横浜市は、定期的に市内に複数あるリビングラボの連絡会等を2ヶ月に1回、開催し、情報共有を図る等、ステークホルダーの連携により事業が進捗していく枠組みを保持していく事務局的な役割に留まるとされている。

図 24 リビングラボを通じた循環経済 (サーキュラーエコノミー) を推進するための協定 で示されたプラットフォーム



4-2-2-5 サーキュラーエコノミープラスと は

4-4-2-2 で示したような経緯で、LLS が掲げるビジョンとなった「サーキュラーエコノミープラス」は、EU や我が国で環境省、経産省、経団連等が推進している CE と比較すると、随分とユニークな取組ということができる。

「サーキュラーエコノミープラス」は、図25のとおり、循環活用する資源を廃棄物やエネルギーだけではなく、人材、コミュニティを含めた広い範囲でとらえていくという基本的なコンセプトのもと、4つの領域からなるものとする。

図 25 「サーキュラーエコノミープラス」の理念図



出所) 横浜市資料

第一は、地域における資源循環、電力・食の 地域消費をめざす「ローカル・フォ・ローカ ル」である。このような取組の事例として挙 げられるのが、横浜市でのオリーブ栽培で ある。オリーブは、そのほとんどを輸入に頼 っているのが現状であるが、(一社) 横浜資 産開発機構は、横浜市の土壌を分析してオリーブを育てており、その分析によれば、有機肥料の掛け合わせによっては、手間をかけずにオリーブの栽培が可能という結果が出ている。この結果を踏まえ、2022年3月現在で、横浜市内で1033本のオリーブが植

樹されている (耕作面積約 30000 ㎡)。これにより、郊外部で栽培したオリーブを都心部で消費するという食の地産地消が実現しているというものである。この他にも金沢区のリビングラボでは、廃棄予定のアマモ(海中に根をはり育つ海草)を肥料として活用し、地元農園や小学校で唐辛子などの野菜を栽培、地域発の名産品「金澤八味」をつくる循環型プロジェクトを展開している。CEのコンセプトには、確かにこのように生産と消費の距離を可能な限り短くし地域の中で循環をつくっていくという考え方が含まれる。実際、これは、経産省の資源自律型経済戦略が策定された問題意識の一つでもある。

第二は、空き家、遊休農地等生かされていな い空間を有効活用することで、「持続可能な」 まちの実現をめざす「サステナブル・ディベ ロップメント」である。例えば、磯子区のリ ビングラボでは、空き家をリノベーション して作られたコミュニティスペース「Yワイ ひろば」を拠点に活動を展開している。空き 家となっていた二階建ての一戸建てをリノ ベーションしてできた「Y ワイひろば」は、 IF が地域のためのコミュニティスペースと なっており、リビングラボや、二ヶ月に一度 地元の人や区等の職員などが集まる地域会 議などが開催されている。また、2Fはこの コミュニティスペースを活用して、サービ スの実証実験をしたい企業や団体のための シェアオフィスとして貸し出されている。 さらに、空き家に防災シェルターやオフグ リッドの太陽光発電システムを設置するこ とで、空き家を災害時の避難拠点として活 用できるようにしている。

CE、特に EU の CE は産業政策的な色合いが強く雇用の創出が一つのカギとなる概念となっている。このような空き家を活用するビジネスモデルは、雇用を創出する等地域を経済的に裨益する効果があるといえるであろう。

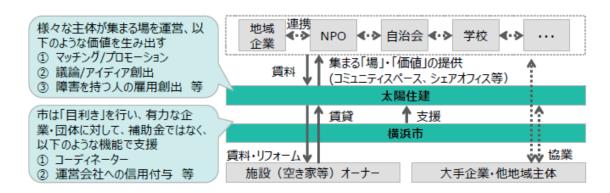
第三は、今まで分断されていた介護、ヘルスケア、スポーツ、生活サービス産業等をシームレスに結びつけて循環型で持続可能なサービス産業を実現する「ヘルス・プロモーション」である。

第四は、会社や学校にとらわれないもう一つの働き方、学びの場を創出することをめざす「パラレルキャリア」である。

「ヘルス・プロモーション」、「パラレルキャリア」が「サーキュラーエコノミープラス」として位置付けられているのは、K氏が介護事業や、学校教育、そしてパソナの業務を請け負っていた際の経験を踏まえたものであった。横浜市では、介護施設に入居している者が地産地消の農産物に販売に関与したり、副業として空き家の事業に携わること等が、「サーキュラーエコノミープラス」事業に必要な要素として組み込まれている。

「サーキュラーエコノミープラス」は、このように、その概念自体が、市民、そして地域コミュニティを前提としているものであり、このようなステークホルダーが関与しつプロセスが進行していくモデルとなっている。

空き家事業についてみると、図 26 のようなビジネスモデルとなっている。



出所)環境省資料

5. 考察

5-1 比較事例研究の発見事実

第四章では、欧州の諸都市(アムステルダム市とロンドン市)の事例と横浜市の事例について整理した。

比較事例研究で、一般的に用いられる方 法論は、John Stuart Mill によって提唱された 差異法と合意法である。

差異法 (method of difference) は、異なる結果を示している複数の事例を比較して、その違いをもたらした要因 (異なる要因は何か)を導出して、その要因と結果との因果関係を推論するものである。

また、合意法 (method of agreement) は、同一の結果を示している複数の事例を比較して、複数の事例に共通して存在する要因を導出して、その要因と結果との因果関係を推論するものである。

本論で整理した3つの事例は、共にCEを都市のベースで推進をしている事例である。また、全てのステークホルダーの関与を前提としてCEを推進している事例として選定したものでもある。

一方、本論のリサーチクエスチョンは、第一に、CEを社会実装していくためには、単に環境政策、産業政策としてとらえず、既存の社会システム自体を変革していく必要があるとした場合、本論で示したホリスティックなアプローチが適用されている事例があるか、また、その場合、このアプローチを推進するのに重要な要素は何かと設定している。

本論ではいずれの事例も CE の政策を実施はしているものの、未だその途上にあり成果がでている段階ではない。その意味で、原因と結果の因果関係を解明する差異法、合意法を適用しうる事例ではないが、これらの事例を比較するうえで、差異のある要素、共通の要素を抽出していくことは、リサーチクエスチョンについての考察を深めるうえで有意義と考える。また、本論が示すホリスティックアプローチに最も近いアプローチをしているのは、アムステルダムの事例であると考えられる。

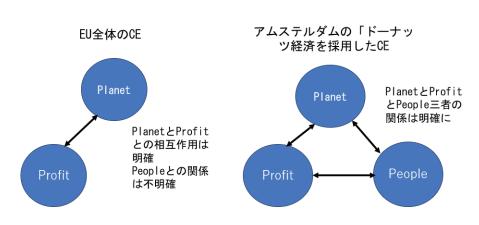
そこで、アムステルダムの事例を軸として、ホリスティックアプローチ、即ち全てのステークホルダーの包摂と協働の観点から

重要と考えられる要素を抽出し、それらに ついて、他の事例で共有しているか否かを まず検討していくこととする。

本論では、アムステルダムの事例を軸として、全てのステークホルダーの包摂と協働の観点から重要と考えられる要素を6つ抽出した。

第一に、全てのステークホルダーの関与が 前提とされていることである。今回の事例 はこのような観点から選定したのであり、 ある意味これは所与ともいえる。 第二は、ドーナッツ経済理論の採用である。 ドーナッツ経済理論は、経済を考える際に 環境限界のみならず人々が安全で公正に扱 われる社会の土台が確保されるべきという 社会的側面に目を向けているものである。 その意味で、4-1-1で示したとおり、英国の John Elkington 氏の主張に淵源を有するトリ プルボトムラインの考え方と平仄を一にし、 産業政策的色彩の強い EU の CE 政策とは 一線を画するものといえる(図 19)。

図19 3つのPの関係(再掲)



出所) 筆者作成

第三は、CE を推進するにあたってのシステム思考の必要性、社会変革の必要性の明示である。アムステルダム市においては、このような必要性は、「アムステルダム市サーキュラー戦略 2020-2025」に明記されており、また、ハルセマ市長も来日した際、「社会的な方法で社会を変革するもの」と明言している。

第四は、ステークホルダーが協働するため のプラットフォームの設置である。これは、 「アムステルダム市サーキュラー戦略 2020-2025」に明記されている。 第五は、ステークホルダーが協働することが理念の中核となっていることである。アムステルダム市では、ステークホルダーと様々な取組を実践しつつ、協働していくプロセスで学んでいく「Learning by Doing」(まずは行い、そこから学んでいく)をモットーとしている。

第六は、CE (環境経済) は、コミュニティ に重点と明示しているかどうかである。ハルセマ市長は、来日した際、「循環経済はコミュニティに重点を置いている」と明言している。

このような 6 つの要素を軸に 3 市の事例 を比較したものが、表 5 である。

表5 6つの要素を軸とした3市の比較

	アムステルダム市	ロンドン市	横浜市
全てのステークホル ダーの関与が前提	0	0	0
ドーナッツ経済理論 の採用	0	×	×
システム思考の必要 性(社会変革の必要 性)の明示	〇 (サーキュラー戦略 及び市長の発言)	×	×
ステークホルダーが 協働するためのプ ラットフォームの設 置	0	△ (リロンドンその他の組織 がそのような機能を果たし ているか否かは不明)	O (リビングラ ボの設置)
ステークホルダーが 協働することが理念 の中核	O (Learning by Doing)	Δ	〇 (共創の理念)
CE(循環経済)はコミュニティに重点と明示	〇 (市長の発言)	×or∆	O (推進してい る施策をCEプ ラスと明示)

出所) 筆者作成

ロンドン市と共通する要素は少ないが、 これは、リロンドンが、公表資料等による 限り、どちらかというと民間企業、社会起 業家支援に軸足を置いていることによると 推測される。

横浜市については、リビングラボは、ステークホルダーが協働するためのまさにプラットフォームとして位置づけられている。また、CEプラスは、ステークホルダーが協働することが中核となっている共創の理念のもとで、横浜市共創推進室が事務局としての機能を担っている。また、横浜市では、中期計画でも示されているとお

り、CEの推進にあたり、ただ単に環境政策、産業政策の観点のみならず、市民・企業等の行動変容を促すことにより地域課題の解決も視野に入れているとしている。さらに、CEプラスは、人、そして地域のコミュニティの積極的な関与こそが「サーキュラーエコノミー」の実現には不可欠との考えを踏まえてプラスと命名されたのであり、コミュニティを重点としていることは明らかである。

このように 3 市を比較検討すると、① ステークホルダーが協働するためのプラットフォームの設置、② ステークホルダー

が協働することが理念の中核、③ CE はコミュニティに重点の3点が、アムステルダム市、横浜市に共通した要素であることが明らかになった。CE についてホリスティックアプローチを推進するうえで、これらが、少なくとも重要な要素に含まれることになるということはできるであろう。

しかしながら、これらの3点、特にCE はコミュニティに重点という要素は、一見 産業政策を軸として CE を推進している EU や我が国政府のスタンスと矛盾するようにみえる。そこで、別の角度からこの 3 市の共通点について探索する。

3市の産業構造を分析すると一つの共通 点が浮かび上がる。それは、図 27、図 28 及び図 29 が示すとおり、製造業の比率が 低く、市民(消費者)に関連するサービス 産業の比率が高いということである。

 その他
 従業者数 (千人)

 文化・レクリエーション業
 公務サービス

 ビジネスサービス業
 不動産・リース業

 金融サービス業
 情報通信業

 販売・運輸・飲食

図 27 アムステルダムの産業構造(2013年)

出所) 東京都主税局資料をもとに筆者作成

0

20

40

60

100

120

140

160

建設業

製造業

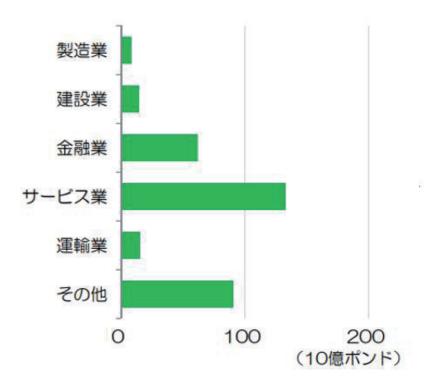
鉱業

農林水産業

水供給・廃棄物処理業 ■

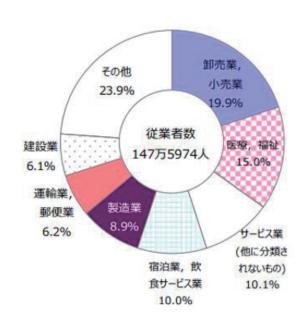
電気・ガス事業

図 28 ロンドン (GLA) の産業構造 (2014 年予測値)



出所)(株)日本政策投資銀行九州支店資料をもとに筆者作成

図 29 横浜市の産業構造(産業大分類別従業者数構成比:2016年)

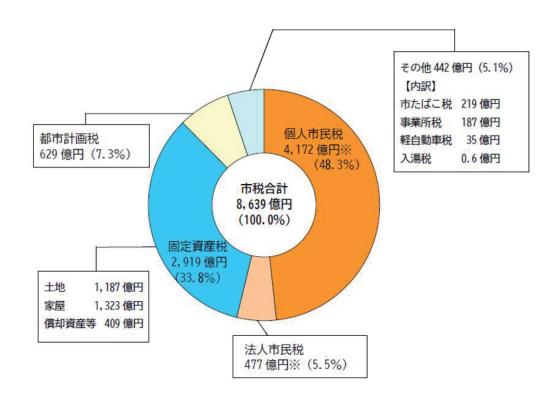


出所) 2016 年経済センサス - 活動調査をもとに筆者作成

横浜市に至っては、図30で示すように、 税収構造をみると、法人市民税収は僅少で

あり、一般市民が負担する税収入に全面的 に頼っている構造が歴然となる。

図 30 2023 年度横浜市税実収見込額



出所) 横浜市資料をもとに筆者作成

このように3市ともに市経済における製造業のプレゼンスは小さい。その一方で、市民(消費者)に関連のするサービス産業の比重が大きく、CEを推進するに際しても、産業政策を軸にせず、市民、コミュニティに重点を置くことが、合理的な選択ということができると考える。また、一方で、CEを推進するにあたっては、サプライサイドを重視するかデマンドサイドを重視するかを判断していく必要があるとの考え方があるxix。

このような考え方も、CEの推進、特に都市という面的な広がりをもってその推進を図ろうとする際には、市民、コミュニテ

ィといったステークホルダーに重点を置く ことが合理的な選択肢だということを支持 するものとなるといえよう。

より包括的に整理すれば、本論の発見事実は、面的な広がりをもって CE を推進する際には、産業構造等を検討し、ステークホルダーの中でも CE を推進する役割を主に担うステークホルダーはどれかということを見極め、そのステークホルダーを軸にプラットフォームを運営していく等のシステム設計を十分に行う必要があるということになる。

5-2 CE を包摂した都市政策xx

5-1 で示したとおり、本論の比較事例研究の発見事実は、CE を推進する際には、産業構造等を検討し、ステークホルダーの中でも CE を推進する役割を主に担うステークホルダーはどれかということを見極め、そのステークホルダーを軸にプラットフォームを運営していく等のシステム設計を十分に行う必要があるということになる。

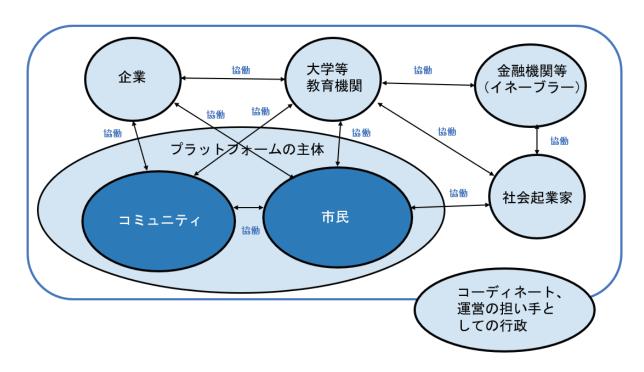
特に都市という面的な広がりにおいて CEの促進を図っていくには、製造業等の サプライサイドより、これら製造業の生産 物の消費者、また、様々なサービス産業の 消費者等の役割を担うデマンドサイドとし ての市民、コミュニティといったステーク ホルダーに軸足を置いた政策の展開の方が 合理的な選択肢ということになる。なお、 堀ら(2015)は、先行研究に触れ、よりよ い環境や地域をつくろうという「地域環境 力の主たる形成要因は「コミュニティ活 動」と「個人の意識」等との発見事実があ ることを示している。

また、CEが実現するためには、製造業等のコスト増、いわばCEプレミアムともいうべきこのコスト増加分を、消費者が受容して支払うように行動変容を促すことが必要と考えられる。このような必要性から

も、市民、コミュニティといったステーク ホルダーに軸足を置いた政策の展開は、支 持されることになると考えられる。

さらに、その際の具体的な枠組みとして は、発見事実が示唆するように、CEは、 コミュニティ、市民が重点ということを明 示したうえで、全てのステークホルダーが 円滑に協働していくようなプラットフォー ムの構築を図ることが必要と考えられる。 この際、ロンドンの事例でも示されたとお り、CEを後押ししていく社会企業家等の 活動を資金面から支援していく地域の金融 機関の役割も重要と考えられる。テクノロ ジーやファイナンスなど、新たな社会への 移行を促進し、可能にする存在のことをイ ネーブラー (Enabler) と呼ぶことがある xxi。金融機関は、CE に伴う製品のサービ ス化といったビジネスモデルの転換を実現 していくうえでも必要不可欠な存在であ り、CEのイネーブラーともいえるxxii。ま た、このようなプラットフォームのコーデ ィネート、運営については、横浜市の事例 が示すとおり、行政がその担い手の一つと なろう。図31にプラットフォームとステ ークホルダー間の協働のイメージを提示す る。

図 31 都市における CE 促進のためのプラットフォームイメージ



出所) 筆者作成

堀ら(2015)は、持続可能な地域形成の 実現を図る理論的な枠組みとして、一部の ステークホルダーが技術や資源をシステム 化し、ニッチなレベルのイノベーションを 起こし、それが他の地域にも伝わり全部の 様相が変るというトランジッション理論を 紹介している。産業政策に軸足を置いた国 の CE 政策とこのような地域の自立的な取 組の展開が連携して相乗効果を発揮してい くことが、わが国の CE の実現に大きく寄 与するのではないだろうか。

6. 結論及び今後の研究課題6-1 結論

第五章でなされた考察を踏まえ、リサーチ クエスチョンに対する回答を示すこととす る。

① リサーチクエスチョン1

(サーキュラーエコノミーを真に社会に実装していくためには、サーキュラーエコノミーを環境政策、産業政策の枠組みのみでとらえるのではなく、リニアエコノミーを基軸にして構築された既存の社会システム自体を変革していく必要があると考えられる。このような社会システム自体の変革は具体的にはどのような手順で進めていくべきか。本論で示したホリスティックなアプローチが、適用されている事例はあるか。また、その場合、このアプローチを推進するのに重要な要素は何か。)

CE を推進する際には、産業構造等を検討し、ステークホルダーの中でも CE を推進する役割を主に担うステークホルダーはどれかということを見極め、そのステークホルダーを軸にプラットフォームを運営してい

く等のシステム設計を十分に行う必要があ る。

ホリスティックアプローチについては、 比較事例研究の対象のうち、特にアムステルダム市、横浜市の事例が適用されている 事例といえ、① ステークホルダーが協働するためのプラットフォームの設置、② ステークホルダーが協働することが理念の中核、 ③ CE はコミュニティに重点の3点が、重要な要素といえる。

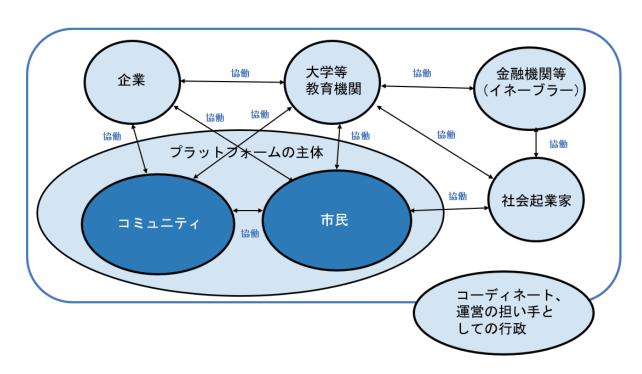
② リサーチクエスチョン2

(1、の結果も踏まえたうえで、サーキュラーエコノミーを包摂した都市政策は如何にあるべきか。)

都市という面的な広がりにおいて CE の促進を図っていくには、製造業等のサプライサイドより、これら製造業の生産物の消費者、また、様々なサービス産業の消費者等の役割を担うデマンドサイドとしての市民、コミュニティといったステークホルダーに軸足を置いた政策の展開の方が合理的な選択肢ということになる。

その具体的な枠組みとしては、CE は、コミュニティ、市民が重点ということを明示したうえで、全てのステークホルダーが円滑に協働していくようなプラットフォームの構築を図ることが必要ということになる。 具体的なイメージ図は、図 31 のとおりである。

図 31 都市における CE 促進のためのプラットフォームイメージ (再掲)



出所) 筆者作成

6-2 今後の研究課題

本論の限界としては、何よりもデータ上 の制約がある。特にアムステルダム市、ロン ドン市の事例については、限られた公表資料と有識者へのインタビューに基づいて作成したものであり、本来は現地調査等より具体的詳細なエビデンスの収集が必要と考える。また、考察の結果得られた発見事実も検証が十分とはいえずいわば仮説の段階にある。今後の研究課題として、データの広範な収集と併せ、ここで示された仮説について定性、定量の両手法を活用し、検証していくことが必要と考える。

謝辞

ⁱ 日経新聞 2023 年 9 月 10 日。

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE17 1FB0X10C23A7000000/?type=my#QAAUgz MwMDA

ii 横浜市資料による。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-

chosa/portal/jinko/maitsuki/saishin-news.html

iii 日経 Biz Gate 2015/10/14 による。

https://bizgate.nikkei.com/article/DGXMZO28 56729026032018000000

- iv <u>https://ideasforgood.jp/glossary/circulareconomy/</u>
- v エレン・マッカーサー財団 H.P.による。 https://www.ellenmacarthurfoundation.org/topics/circular-economy-introduction/overview
- vi 指令が、加盟国で法制度化されないと適用されないのに比較し、規則は、そのまま加盟国に適用される。
- vii ISO/TC323 日本国内委員会事務局 2023 年4月版より抜粋。なお、本項の記載内容 は、同資料、及び環境省資料を参考として いる。
- viii ウィキペディアによる。
- ix IDEAS FOR GOOD による。

https://ideasforgood.jp/2023/09/11/netherlands-japan-ce-01/

- x Circular Economy Programme: Lessons and Recommendations 2020 2021、p.17(アムステルダム市発行)
- xi Circular Economy Hub による。 https://cehub.jp/insight/amsterdam-circular-2020-2025-strategy/
- xii https://amsterdamdonutcoalitie.nl/

本論の執筆にあたっては、横浜市温暖化対 策統括本部、同政策局共創推進室、同資源循 環局の皆様、(株)ハーチ代表加藤佑様、(株) ソーラークルー事業責任者河原勇輝様の多 大なご協力をいただきました。

また、東京大学工学系研究科都市工学専攻 藤田壮教授、中谷隼准教授からは貴重なご 助言をいただきました。ここに厚く御礼申 し上げます。なお、本論の内容に関する責任 は、すべて筆者にあります。

- xiii Circular Economy Hub による。 https://cehub.jp/interview/why-amsterdam-cefrontrunner/
- xiv ec. europa. eu による。
- xv リロンドンの活動については、公表資料による他、IDEAS FOR GOOD 掲載資料、 (株)ハーチ代表加藤氏からのヒアリングによる。
- xvi: 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization 《WIPO》)によって発行された、イノベーションの能力と成功による各国の年次ランキング。2007年に INSEAD (フランスパリを本拠地とするビジネススクール)と英国の雑誌World Business によって開始された。xvii K 氏へのインタビューによる。
- xviii 横浜市共創推進室S氏へのインタビューによる。
- xix ハーチ株式会社代表加藤氏へのインタ ビューによる。
- ** 本節は、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻藤田壮教授にインタビューした際にいただいた示唆を踏まえている。
- xxi 以下の野村総研資料及びハーチ株式会 社代表加藤氏へのインタビューによる。

https://www.nri.com/-

/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/publication/region/2019/11/1_vol196.pdf?la=ja-JP&hash=0972A940B299777DC559BACCD2 0E134DDB0F372E

xxii ハーチ株式会社代表加藤氏へのインタ ビューによる。

参考文献

- El-Gohary, N. M., Osman, H. & El-Diraby, T. E. (2006). Stakeholder management for public private partnerships. *International Journal of Project Management*, 24(7), 595-604.
- Raworth, K. (2017). Doughnut economics: seven ways to think like a 21st-century economist: Chelsea Green Publishing. 邦訳, ケイト・ラワース・黒輪篤嗣 (2021). 『ドーナツ経済』 河出書 房新社,
- 勢一智子 (2022). 「EU 法の動向 サーキュラーエコノミーの淵源と展開」 『環境法政策学会誌』 2022 (25), 39-49.
- 新開裕子 (2022)「EU のサーキュラーエコノ ミー政策」 『一般財団法人日欧産業 協力センターレポート』 *13*、 1-7
- 西尾 チヅル (2010). 「資源循環型社会形成 における市民力の活用とその効果」 『食生活科学・文化及び環境に関する 研究助成研究紀要』 25, 189-197.

- 町田 裕彦 (2017). 「ラディカルな組織変革 の実証的検討ー横浜市の官民連携の 事例分析ー」『日本経営学会誌』39, 37-49.
- 木村篤信・赤坂文弥 (2018). 「社会課題解 決に向けたリビングラボの効果と課 題」『サービソロジー』 5 (3), 4-11.
- 堀啓子・松井孝典・山口容平・町村尚(2015). 『環境モデル都市を題材とした地域 社会システム転換の成功要因のパス ウェイ解析と可視化』 土木学会.
- 坂田彩衣・平井優花 (2021),「日本におけるリビングラボの行方〜企業が主導する社会課題の解決手法として〜」 『ノムラパブリックマネジメントレビュー』28, 1-9
- 日本学術会議(2023),「資源循環とカーボン ニュートラルの両立に向けた課題と 日本が取り組むべきサーキュラーエ コノミー対策」